

天草地域森林計画書

(天草森林計画区)

計画期間 (自 令和 8 年 (2 0 2 6 年) 4 月 1 日)
(至 令和 1 8 年 (2 0 3 6 年) 3 月 3 1 日)

熊 本 県

目 次

I	計画の大綱	1
1	森林計画区の概況	3
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	13
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	15
II	計画事項	21
第1	計画の対象とする森林の区域	23
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	24
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	24
(1)	森林の整備及び保全の目標	
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2	その他必要な事項	28
第3	森林の整備に関する事項	29
1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	29
(1)	立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	
(3)	その他必要な事項	
2	造林に関する事項	31
(1)	人工造林に関する指針	
(2)	天然更新に関する指針	
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
(4)	その他必要な事項	
3	間伐及び保育に関する事項	36
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	
(3)	その他必要な事項	
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	38
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	
(3)	その他必要な事項	

5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	42
	(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
	(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
	(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	
	(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
	(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	
	(6) その他必要な事項	
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	44
	(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	
	(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針	
	(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
	(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
	(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
	(6) その他必要な事項	
第4	森林の保全に関する事項	50
1	森林の土地の保全に関する事項	50
	(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
	(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
	(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
	(4) その他必要な事項	
2	保安施設に関する事項	52
	(1) 保安林の整備に関する方針	
	(2) 保安施設地区の指定に関する方針	
	(3) 治山事業の実施に関する方針	
	(4) 特定保安林の整備に関する事項	
	(5) その他必要な事項	
3	鳥獣害の防止に関する事項	52
	(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
	(2) その他必要な事項	
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	53
	(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
	(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	
	(3) 林野火災の予防の方針	
	(4) その他必要な事項	

第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	54
	(1) 保健機能森林の区域の基準	
	(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6	計画量等	56
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	56
2	間伐面積	56
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	56
4	林道の開設及び拡張に関する計画	56
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	59
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
	(3) 実施すべき治山事業の数量	
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期	63
第7	その他必要な事項	63
1	保安林その他制限林の施業方法	63
(附)	参考資料	73
1	森林計画区の概況	75
	(1) 市町村別土地面積及び森林面積	
	(2) 地況	
	(3) 土地利用の現況	
	(4) 産業別生産額	
	(5) 産業別就業者数	
2	森林の現況	77
	(1) 齢級別林種樹種別森林資源構成表	
	(2) 普制別樹種別齢級別森林資源構成表	
	(3) 市町村別森林資源表	
	(4) 所有区分別林種別施業方法別面積蓄積表	
	(5) 制限林の種類別面積	
	(6) 樹種別材積表	
	(7) 荒廃地等の面積	
	(8) 森林の被害	
3	林業の動向	93
	(1) 保有山林規模別経営体数	
	(2) 森林組合及び生産森林組合の現況	
	(3) 林業事業体等の現況	
	(4) 林業労働力の概況（林業就業者数）	
	(5) 林業機械化の概況	
	(6) 作業路網等の整備の概況	
	(7) 持続的伐採可能量	
4	県内森林資源の推移	98
5	林道開設・拡張計画数量の箇所別明細（既設林道を含む）	99

I 計画の大綱

I 計画の大綱

この計画は、森林法第5条の規定に基づき、天草森林計画区に係る民有林について、全国森林計画（計画期間：令和6年（2024年）4月1日～令和21年（2039年）3月31日）で示された基準及び目標等に即し、地域の森林資源の状況や自然的、社会的、経済的条件を考慮した森林の整備及び保全の目標、森林施業の指針、森林の土地の保全等に関する事項を明らかにするとともに、計画期間内における森林の伐採、造林、林道の開設、保安施設等に関する計画を定めるものである。その計画期間は、令和8年（2026年）4月1日から令和18年（2036年）3月31日までの10年間とする。

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

ア 計画区の位置

本計画区は、天草諸島（上天草市、天草市、天草郡苓北町）を包括する区域で、県の西部に位置し、四方を海に囲まれ、北は有明海、西は東シナ海、南から東は八代海（不知火海）に面している。

また、天草諸島の東側は宇土半島（緑川森林計画区）と天草五橋の1号橋及び新1号橋で接続している。

イ 地 勢

本計画区は、大矢野島、天草上島、天草下島及び付随する120余りの島々から成っており、標高400m～600mの山々が連なり、谷密度が高く、地形が複雑に入り組んでいる。

また、河川は延長が短く、小流域の単独河川である。

ウ 地 質

本計画区のうち大矢野島は、新第三紀から第四紀の新しい地層で火山性堆積物を主体としている。一方、天草上島及び天草下島は、古第三紀の地層が広く分布し、固結堆積物である砂岩、頁岩、泥岩等から形成されており、風化の進んだ地層も多く見受けられる。

エ 土 壤

本計画区には、適潤性褐色森林土は少なく、林木の成長力が低い乾性褐色森林土が多く分布し、一部には残積性未熟土壌が見られる。

オ 気 候

本計画区の気候は温暖であり、年平均気温は17～18℃で、年間平均降水量は2,100～2,200mmである。

また、西海型気候区に属しており、下島の脊梁部は比較的降雨に恵まれているが、外周海岸線沿いは雨量が少ない。

さらに、暖流の影響で天草市南部（旧牛深市）及び苓北町の一部においては無霜地帯があるなど、冬暖かく夏は比較的涼しい海洋性の気候である。

表 I - 1 天草計画区の気温及び降水量(2015～2024年の10年間の平均値)

観測地点	気温(℃)			降水量 (mm)	備考 (標高m)
	最高	最低	平均		
上天草市松島	36.3	-2.3	17.4	2,043	2
天草市本渡	36.2	-3.0	16.9	2,181	30
天草市牛深	36.8	-0.3	18.6	2,282	3
平均	36.4	-1.9	17.6	2,169	

資料:熊本地方気象台

- 注) 1 データは、各観測地点の地域気象観測システム(アメダス)による。
 2 最高気温及び最低気温は、年間における極値の平均値である。

カ 自然景勝地

本計画区は、雲仙天草国立公園、三角大矢野海辺県立自然公園、染岳自然環境保全地域等に指定されており、優れた自然景勝地を有する。

(2) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本計画区の総面積は87,839haで県土面積(740,946ha)の12%を占め、そのうち森林面積が57,830ha(県全体459,223ha)、林野率が66%と県全体の62%と比べ森林の占める割合が高い状況である。

また、農用地面積の占める割合は8%であり、県全体の15%に比べ低い状況である。

表 I - 2 天草計画区における土地利用

単位:ha、%

区 分	総 数	森 林			農用地	その他
		総数	国有林	民有林		
天草計画区	87,839	57,830	1,156	56,674	6,897	23,112
構成比	100.0	65.8	1.3	64.5	7.9	26.3
上天草市	12,694	7,488	251	7,236	1,186	4,020
構成比	100.0	59.0	2.0	57.0	9.3	31.7
天草市	68,387	46,216	891	45,326	5,070	17,101
構成比	100.0	67.6	1.3	66.3	7.4	25.0
苓北町	6,758	4,126	14	4,111	641	1,991
構成比	100.0	61.0	0.2	60.8	9.5	29.5
県 計	740,946	459,223	63,354	395,869	111,557	170,166
構成比	100.0	62.0	8.6	53.4	15.1	23.0

資料: 総数及び農用地面積、国有林面積は熊本県林業統計要覧(令和5年度版)、その他は総数から森林及び農用地面積を減じた数値。

注) 総数と内訳の数値は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

イ 人 口

本計画区の令和7年（2025年）4月1日現在の推計人口は、約9万6千人で、県全体の5.7%を占め、人口密度は、110人/㎢と県平均の228人/㎢を下回っている。

また、本計画区は過疎化が進行している地域であり、計画区内3市町すべてが過疎地域自立促進特別措置法の適用を受けた過疎地域となっている。

ウ 交 通

（ア）道 路

昭和41年（1966年）に、上天草市大矢野町東北部から宇土半島に向けて主要幹線が整備され、上島西海岸と下島北海岸を結ぶ国道324号、上島東海岸から下島中央部を縦断する国道266号、下島西海岸を走る国道389号が通っている。

また、平成6年（1994年）12月に「熊本天草幹線道路」が地域高規格道路として計画路線に指定された。県内の幹線道路ネットワークの横軸として、現在も国及び県で整備に取り組んでおり、これまでに、「松島有料道路」、「松島有明道路」、「三角大矢野道路」及び「本渡道路」が開通している。

（イ）航 路

平成12年（2000年）3月の天草空港の供用開始により、阿蘇くまもと空港や福岡空港、大阪伊丹空港を結ぶ便が開設され、重要な航路の一つになっている。

また、長崎県長崎市及び南島原市並びに鹿児島県長島町を結ぶフェリー及び旅客船も、地域の経済・観光の振興に大きく寄与している。

エ 産業の概要

(ア) 産業別総生産額

本計画区の産業活動は、都市部を中心に活発であり、令和4年度（2022年度）の総生産額は、県全体の4.6%に当たる29百億円となっている。

産業別構成比を見ると、第1次産業5.4%、第2次産業13.4%、第3次産業81.2%となっており、第2次産業が県全体の構成比より低く、第1次産業と第3次産業が県全体の構成比よりも高くなっている。

林業については、計画区全体で0.5%を占めており県平均の0.2%より高い構成比となっている。

また、林業生産額は、県全体の13%を占めている。

表 I - 3 天草計画区における産業別総生産額

単位 生産額:百万円、構成比:%

区 分	総生産	第1次産業				②第2次産業	③第3次産業
		①総数	農業	林業	水産業		
天草計画区	(298,971)						
	294,911	15,905	6,540	1,441	7,924	39,578	239,428
構成比	100	5.4	2.2	0.5	2.7	13.4	81.2
上天草市	(65,600)						
	64,709	4,047	1,164	186	2,697	10,619	50,042
構成比	100	6.3	1.8	0.3	4.2	16.4	77.3
天草市	(208,441)						
	205,610	11,035	4,770	1,151	5,114	26,299	168,276
構成比	100	5.4	2.3	0.6	2.5	12.8	81.8
苓北町	(24,930)						
	24,592	823	606	104	113	2,659	21,109
構成比	100	3.3	2.5	0.4	0.5	10.8	85.8
県 計	(6,565,053)						
	6,475,906	185,912	157,680	11,100	17,132	1,920,450	4,369,543
構成比	100	2.9	2.4	0.2	0.3	29.7	67.5

資料：令和4年度市町村民所得推計報告書(熊本県統計協会)

注)1 総生産欄の下段の数値は、①～③を合計した金額である。上段()書きの数値は、下段の数値に輸入品に課される税・関税を加え、また総資本形成に係る消費税を控除した金額である。

2 総数と内訳の数値は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

(イ) 産業別就業者数

本計画区の産業別就業者数については、平成27年（2015年）と令和2年（2020年）の国勢調査の結果と比較すると、第1次産業、第2次産業、第3次産業とも減少傾向にあり、第1次産業、第2次産業は県全体でも同様の減少傾向となっている。

林業就業者数については、県全体の6%を占めている。なお、平成27年（2015年）の202人から令和2年（2020年）は147人と55人減少しており、減少率は27%で、県全体の減少率8%と比べて減少率が大きくなっている。

表 I-4 天草計画区における産業別就業者数

単位:人

区 分	総 数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総数	農業	林業	水産業		
天草計画区	49,539	6,117	3,734	147	2,236	8,753	34,411
	53,167	7,205	4,359	202	2,644	9,468	36,352
上天草市	11,244	1,340	707	12	621	2,319	7,507
	12,147	1,558	828	18	712	2,526	7,954
天草市	35,076	4,294	2,630	127	1,537	5,832	24,815
	37,456	5,064	3,061	171	1,832	6,290	26,079
苓北町	3,219	483	397	8	78	602	2,089
	3,564	583	470	13	100	652	2,319
県 計	830,629	78,913	72,103	2,548	4,262	170,876	561,302
	831,857	84,146	76,405	2,776	4,965	171,453	554,570

資料：上段は令和2年(2020年)国勢調査、下段は平成27年(2015年)国勢調査

注) 総数には、分類不能の産業就業者数を含む。

(3) 民有林の概要

ア 森林資源等の状況

本計画区の民有林面積は、56,674haで本県民有林面積（395,869ha）の14%を占めている。

林種別の面積は、表 I-5 に示すとおり人工林23,054ha、天然林32,667ha、その他952haで、人工林率は40.7%であり、県平均の61.1%より低くなっている。

樹種別の主な面積構成を見ると、スギ10.8%、ヒノキ28.7%、マツ2.8%（人工林と天然林の計）、クヌギ0.4%（人工林と天然林の計）、広葉樹等（注1）55.5%となっており、人工林ではヒノキの占める割合が高く、樹種別では広葉樹等の占める割合が高くなっている。

人工林のうちスギとヒノキの齢級（注2）別面積構成について見ると、図 I-1 に示すとおり、スギは14齢級（66～70年生）を、ヒノキは11齢級（51～55年生）をピークとする構成となっている。また、スギ・ヒノキ人工林のうち保育を必要とする7齢級以下の森林が2.2%となっており、県平均の10.3%に比べ低くなっている。

また、広葉樹等の占める割合は、県内で最も高くなっており、広葉樹をはじめとして森林は、生物多様性の保全や人々が森林と身近にふれあう場として貴重な場となっており、適切な利用を通じて良好な生態系を維持していく必要がある。

(注1) 「広葉樹等」は、天然生広葉樹林のうち高木層が複数の樹種によって構成されている森林で、森林簿、電算帳票及び統計資料等においては「広葉樹等」と表現している。

本計画区においては、各地域に分布するヤブツバキクラス域の植生に含まれる。植生区分上の樹種等については、表I-6のとおりである。

(注2) 「齢級」は、林齢を5年単位でまとめたものをいい、1齢級は1～5年、2齢級は6～10年としている。

表I-5 天草計画区における民有林の林種別樹種別面積

単位 面積:ha、構成比:%

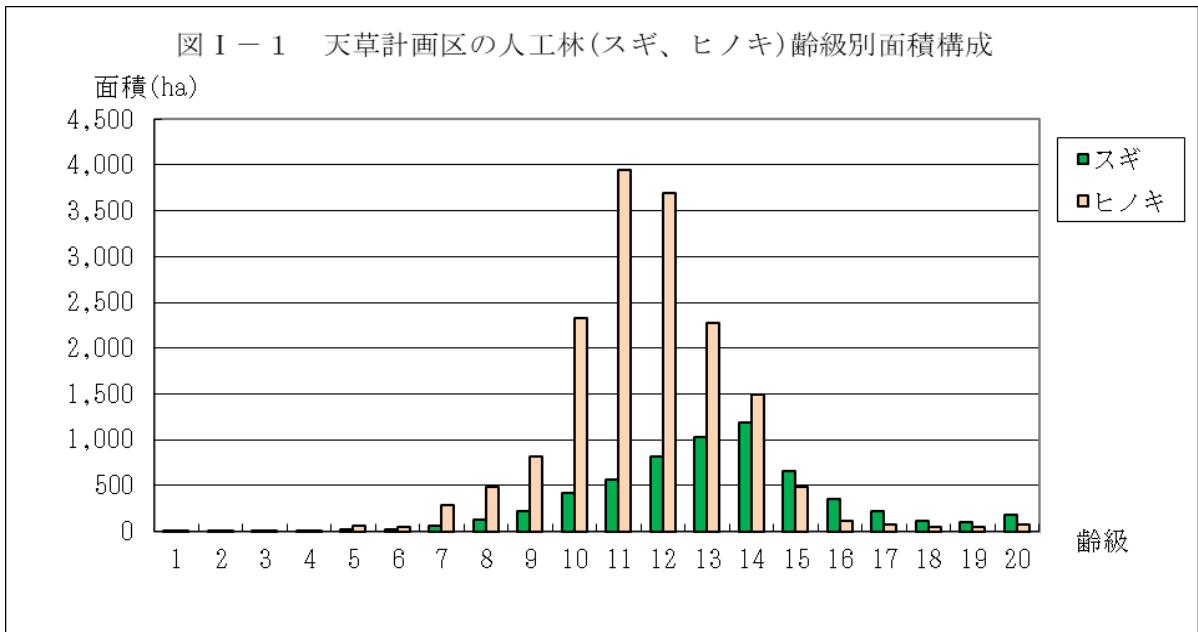
区 分	計画区計	
	面積	構成比
総 数	56,674	100.0
人 工 林	23,054	40.7
スギ	6,093	10.8
ヒノキ	16,267	28.7
マツ	389	0.7
クヌギ	204	0.4
その他	102	0.2
天 然 林	32,667	57.6
マツ	1,212	2.1
クヌギ	25	0.0
広葉樹等	31,429	55.5
その他	1	0.0
そ の 他	952	1.7
竹林	363	0.6
無立木地等	589	1.0

資料：森林整備課

注)1 数値は、地域森林計画対象森林に係るものである。

2 無立木地等は、伐採跡地、未立木地、更新困難地及び特殊林を合わせたものとしている。

3 総数と内訳の数値は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。



資料：森林整備課

表 I - 6 天草計画区における天然生広葉樹の植生区分

区分	群集・群落等の名称	分布する標高域	主要な構成樹種（高木層）	備考
ヤブツバキクラス域	シーカシ萌芽林	0～700m	コジイ、スダジイ、アラカシ、ウラジログシ、ヤマハゼ、ヤブツバキ、タブノキ、ネムノキ、クロキ、クヌギ	
	クヌギーコナラ群集	0～100m	クヌギ、コナラ、ヤマザクラ、ヤマハゼ	
	イチイガシ群集	0～700m	イチイガシ、コジイ	
	ムクノキーホルトノキ群集	0～100m	ホルトノキ、タブノキ、シロダモ、ヤマモモ、ヤブニッケイ、ムクノキ、アラカシ、ハゼノキ	

資料：熊本県における広葉樹造林の手引き（熊本県林務水産部）

イ 保安林

本計画区の保安林面積は 7,489ha で計画区内民有林面積の 13.2%を占め、その種類別面積は、水源かん養保安林が 4,816ha、土砂流出防備保安林が 2,063ha、土砂崩壊防備保安林が 110ha、その他が 500ha となっており、指定割合が県内平均（28.5%）よりも低くなっている。（令和 6 年度（2024 年度）末で重複指定面積を除く。）

ウ 自然公園等

本計画区内には、雲仙天草国立公園、三角大矢野海辺県立自然公園、染岳自然環境保全地域及び福連木角山自然環境保全地域等が指定されている。

エ 所有形態別森林面積

本計画区の民有林について所有形態別に見ると、私有林が 47,903ha で 84.5%を占め、公有林は、市町村有林（財産区有林を含む）が 6,048ha（10.7%）、県有林が 815ha（1.4%）であり、その他（公益社団法人 熊本県林業公社、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター等）が 1,908ha（3.4%）となっている。

※ 数値は、四捨五入の関係上総計とは必ずしも一致しない。

オ 森林の機能別面積

森林の多面的機能のうち特に発揮することを期待されている機能について、市町村森林整備計画で定められている公益的機能別施業森林等の区域別面積及び本計画区におけるその割合は、令和7年（2025年）4月現在で以下のとおりである。

- ①水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
16,374ha（28.8%）
- ②土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
6,756ha（11.8%）
- ③木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
13,943ha（24.5%）

カ 森林資源の推移

本計画区における過去5カ年の民有林面積の推移を見ると、令和2年度（2020年度）調査時には56,815haであり、令和7年度（2025年度）調査では、56,674haに減少している。

また、1ha当たりの森林蓄積の推移を見ると、令和2年度（2020年度）調査時に244m³であり、令和7年度（2025年度）調査では256m³に増加している。特に、人工林の針葉樹については、379m³から404m³に増加している。

表 I-7 天草計画区の民有林における森林資源の推移

単位 面積:ha、蓄積:千m³、千束(竹林)

区 分		令和2年度(2020年度)調査			令和7年度(2025年度)調査			
		面積	蓄積	ha当蓄積	面積	蓄積	ha当蓄積	
総 数		ha 56,815	千m ³ (束) 13,621	m ³ (束) —	ha 56,674	千m ³ (束) 14,281	m ³ (束) —	
立 木 地	総 数	55,860	13,621	244	55,721	14,281	256	
	人工林	総 数	23,062	8,670	376	23,054	9,225	400
		針葉樹	22,760	8,629	379	22,749	9,181	404
		広葉樹	302	41	134	305	44	144
	天然林	総 数	32,798	4,951	151	32,667	5,056	155
		針葉樹	1,250	278	222	1,212	226	187
広葉樹		31,548	4,723	150	31,456	5,056	161	
竹 林		364	(373)	(1,024)	363	(372)	(1,025)	
無立木地等		591	—	—	589	—	—	

資 料：熊本県森林整備課

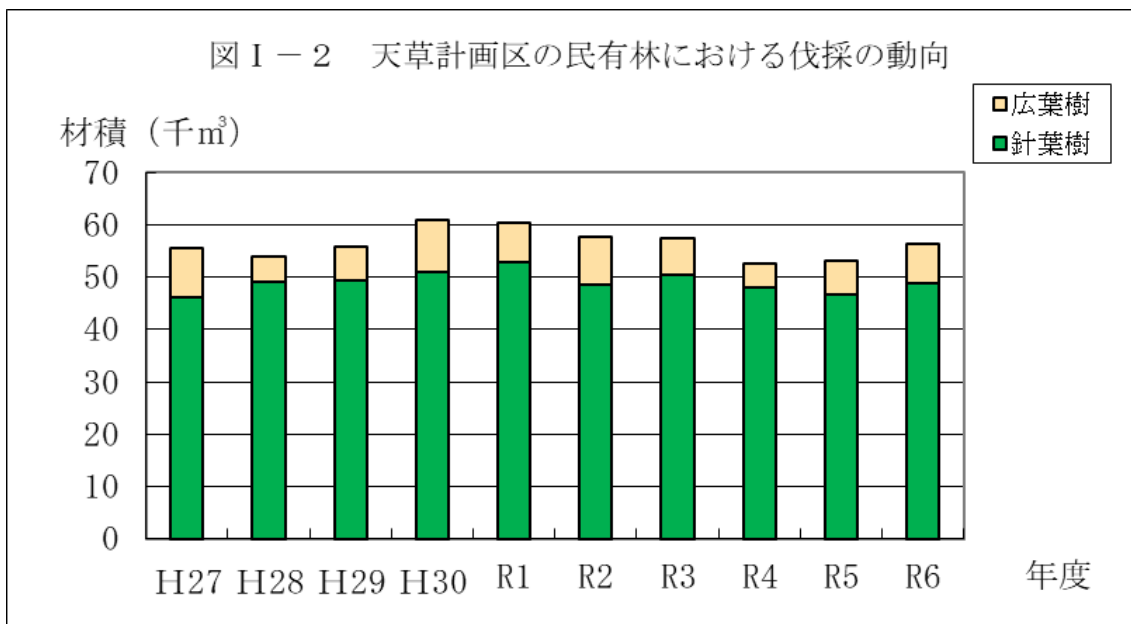
- 注) 1 蓄積の総数には、竹林の蓄積(単位:千束)は含まない。
- 2 総数と内訳の数値は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

キ 伐採及び造林の動向

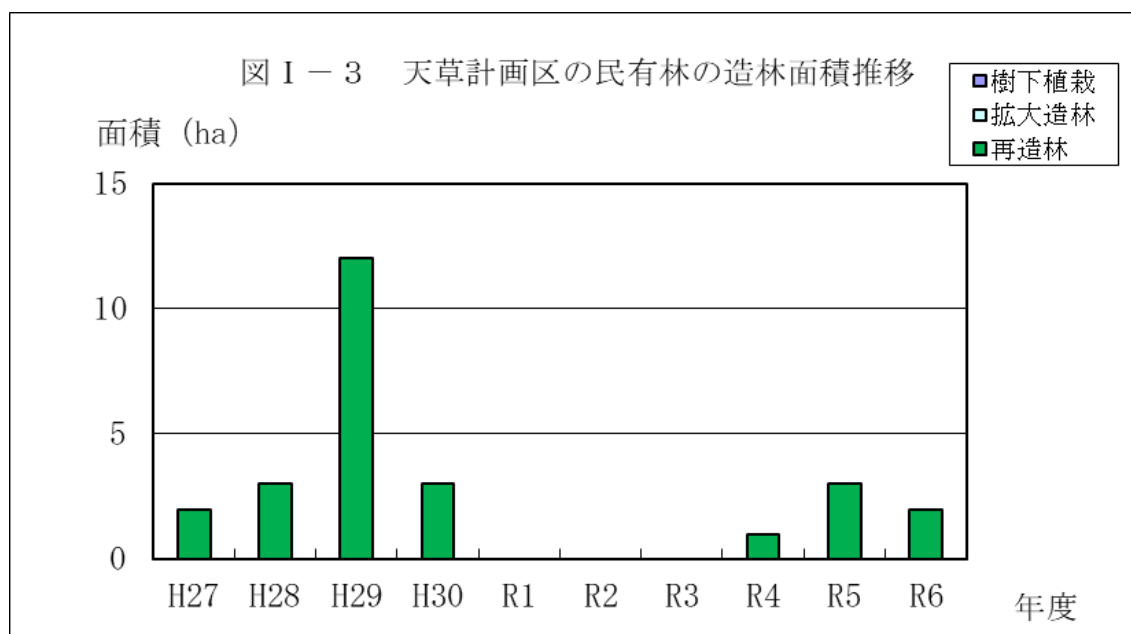
本計画区の民有林における伐採（素材生産量）の動向を見ると、図 I - 2 に示すとおり大きな変動は見られず、ほぼ横ばいで推移しており、平成 27 年度（2015 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 10 カ年平均では年間 56 千 m³（針葉樹 49 千 m³、広葉樹 7 千 m³）が生産されている。

人工造林の動向を見ると、図 I - 3 に示すとおりであり、造林面積全体が減少傾向となっている。

なお、平成 27 年度（2015 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までに 28ha が造林されている。



資料：熊本県林業統計要覧



資料：熊本県林業統計要覧

(※1) 「樹下植栽」とは、複層林の造成を目的として樹下に苗木の植栽を行うこと。

(※2) 「拡大造林」とは、天然林を伐採した跡地、原野などに人工造林を行うこと。

(※3) 「再造林」とは、人工林を伐採した跡地に人工造林を行うこと。

ク 基盤整備の状況

本計画区内の民有林における令和6年度（2024年度）末の既設林道等は63路線（注）あり、既設延長は203kmとなっている。

林道等密度は、令和6年度（2024年度）末現在で3.6m/haとなっており、県平均の5.4m/haを下回っている。

また、作業道については、令和6年度（2024年度）末現在で3,068路線、総延長1,246kmが整備されている。

（注）林道等とは、森林基幹道、森林管理道、林業専用道をいう。

路線数は、複数の市町村にまたがる路線にあつては1路線として算出している。

ケ 林産物の生産等の状況

（ア）木材の流通加工

本計画区の製材工場数（令和5年度末（2023年度末））は13工場で、県全体127工場に対する割合は10%となっている。このうち、原木消費量が概ね1万m³を超える大規模工場は2工場で、その製材品生産量（令和5年（2023年））は19千m³であり、県全体の製材品生産量423千m³の5%に当たる。また、木材チップを生産している工場は3工場で、県全体34工場に対する割合は9%となっている。年間20千m³の木材チップを生産しており、これは県全体645千m³の3%に当たる。

（イ）特用林産物

本計画区の令和6年（2024年）の生産量は、乾しいたけ0.1トンで県全体（147トン）の0.1%、生しいたけが8.8トンで県全体（411トン）の2.2%を占めている。

乾しいたけは、主に天草市で生産されており、生しいたけは、上天草市、天草市で生産されている。

たけのこについては、主に天草市で生産されており、令和6年（2024年）の生産量は、県全体（1,991トン）の0.3%に当たる6.1トンとなっている。

また、本計画区では、きくらげの生産も行われている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画（計画期間R3（2021）.4.1～R13（2031）.3.31）における前半5カ年分の実行結果及びその評価は次のとおりである。

① 主伐立木材積について

主伐については、表 I - 8 のとおり主伐立木材積は74千 m^3 （実行率19%）となった。

主伐の実行率が計画を下回った要因として、長期的な木材価格の低迷や林業従事者数の減少等の問題がある。今後は、森林資源の充実に伴い主伐量が増加していくものと考えられることから、より一層、林業従事者の育成・確保を図る必要がある。

さらに、林業の持続的な発展のためには、継続かつ安定的な木材の生産が可能となる資源構成を構築し、幼齢林から高齢林までの多様な森林をバランスよく育成することが必要であり、伐期に達した人工林の計画的な主伐と伐採跡地の適確な更新が不可欠である。

② 間伐立木材積及び間伐面積について

間伐については、表 I - 8 のとおり間伐面積は4,647ha（実行率75%）であり、間伐立木材積は451千 m^3 （実行率91%）となった。

間伐の実行率が計画を下回った要因として、長期的な木材価格の低迷や林業従事者数の減少等の問題に加えて、森林資源の成熟化に伴い多くの人工林が利用期を迎えているためである。

今後も間伐を進めるためには、計画区域内における林業の中核を担う森林組合を始めとする林業事業者が経営基盤を強化し、地域林業のマネジメントができる体制づくりを行うとともに、森林所有者に対する働きかけを通して集約化施策を推進する必要がある。

また、林地に残置された未利用材を有効に活用するため、伐採木の多くを利用できる集材方法や伐採木の利用率向上による木質バイオマス発電等への活用推進が必要である。

③ 造林面積について

造林面積は、表 I - 8 のとおり328ha（実行率20%）となった。

人工造林の実行率が計画を下回った要因として、主伐の実行率が低位だったことや林業従事者数の減少に加えて、主伐後の再造林経費が高いことなどの問題がある。

人工造林については、主伐後の再造林が主となるため、コンテナ苗を活用した主伐と植栽の一貫作業や造林作業の省力化に資する新技術の活用を一層推進する必要がある。

④ 林道等の開設延長について

林道及び林業専用道は、表 I - 8 のとおり計画期間内の開設はなかった。

路網の整備においては、地形に沿った線形を計画することにより開設費用を抑え、使いやすい道づくりを行いながら開設延長を延ばす必要が

ある。また、基幹となる林道と林業専用道及び作業道を効果的に組み合わせ、地域の資源状況や作業システムに応じて整備する必要がある。

近年、林道はその役割が見直され、頻発する自然災害時の避難や物資輸送路、電線や水道等インフラ復旧時の通行のための代替路としても期待されていることから、費用対効果はもとより、リダンダンシーの確保にも配慮し、地域の状況に応じた優先順位により整備を進めることが重要である。

⑤ 保安林指定面積について

保安林面積は、計画の8,277haに対し7,510haとなり、計画を下回った指定面積となった。

今後も、土砂流出防止や水源涵養等の森林の有する公益的機能の更なる発揮に期待が高まっていることを踏まえ、地域ごとに森林に求められる役割を勘案し、計画的に保安林指定を進めていく必要がある。

⑥ 治山事業実施地区について

治山事業の実施地区数は、計画の78地区に対し47地区（実行率60%）となった。

本計画区の6割が火山灰土等の特殊土壌地帯であり、また急峻な地形が多いという現状を踏まえ、令和7年（2025年）8月の集中豪雨などにより発生した山地災害の復旧、予防対策や水源地域における森林再生対策などに今後とも計画的に取り組む必要がある。

表 I - 8 前計画における前半5カ年分の実行結果

項目	計画	実行	実行率
伐採立木材積	929 千m ³	494 千m ³	53%
主伐	436 千m ³	43 千m ³	10%
間伐	493 千m ³	451 千m ³	91%
間伐面積	6,163 ha	4,647 ha	75%
造林面積	1,621 ha	328 ha	20%
人工造林	1,114 ha	20 ha	2%
天然更新	507 ha	308 ha	61%
林道等の開設(※)	0 m	0 m	0%
保安林面積(期末)	8,277 ha	7,510 ha	91%
治山事業施行地区	78 地区	47 地区	60%

(※) 林道及び林業専用道の合計延長

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 森林に対する要請

2015年に、京都議定書の後継となる「パリ協定」が採択（2016年発効）され、2020年以降の気候変動対策の新たな法的枠組みが定められたことにより、二酸化炭素の吸収源として機能する森林の役割、再生産可能で資源循環型社会の構築に貢献する木材の利用が大いに注目されている。

さらに、SDGsの目標13では「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」こととされており、国では、令和2年（2020年）10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことが宣言された。本県においても、令和元年（2019年）12月に国に先駆けて「2050年県内CO₂排出実質ゼロ」を目指すことを宣言しており、大気中の温室効果ガスを吸収する吸収源として森林は大きな役割を担っている。

一方、令和2年7月豪雨等の災害の発生により流域全体で治水対策を講じる、いわゆる「流域治水」対策に森林の整備が求められるなど、森林に対する県民の期待は、木材等林産物の供給や県土の保全をはじめ、水源の涵養^{かん}、保健休養の場の提供、自然環境の保全及び形成等、多様化かつ高度化している。

このような中、森林の持つ水源の涵養、洪水調節、土砂流出や土砂崩壊を防止する機能を最大限に発揮させるため、経済活動としての林業と国土保全の両立ができるよう、「林地保全に配慮した林業のガイドライン」（令和4年4月 熊本県森林整備課策定。以下「ガイドライン」という。）を策定し、市町村や林業事業体等への周知を図っている。

加えて、未だ多くの国民を悩ませ続けている花粉症の解決に向けた対策を加速させる必要がある。

なお、本県では森林の持つ水源の涵養^{かん}、山地災害の防止などの公益的機能の維持増進を図ることが求められる中、平成17年（2005年）4月から「熊本県水とみどりの森づくり税」を導入し、第5期となる令和7年度（2025年度）からは「県民の安全安心を守り、災害リスクを低減させる森づくり」、「次世代につなぐ多様で豊かな森づくり」、「みんなで森づくりに取り組む環境づくり」を3本柱に取組を実施している。

(2) 計画区の民有林の現状

本計画区の民有林においては、県平均（人工林率：61.1%）と比較すると人工林の割合は低い状況にあるが、これまで積極的な林種転換によって人工林が造成され、23,054ha（人工林率：40.7%）となっている。そして、森林資源の成熟度は、人工林を中心に着実に高まってきており、森林の造成から森林資源の質的な充実段階を経て本格的な利用期を迎えている。

しかし、林業担い手の減少、高齢化及び木材価格の低迷により林業経営の意欲が減退していることから、保育・間伐等の適正な施業及び管理が行われない森林や、伐採後に植栽が行われない森林の増加が懸念される状況にある。

また、人工林では、放置竹林による侵入やニホンジカによる植栽木（苗木）への食害や成木の剥皮被害など野生鳥獣による被害が懸念されている状況である。

(3) 森林の整備及び保全の推進方向

(1) のような県民の期待にこたえ、森林の有する公益的機能の維持・増進を図りながら木材の循環利用を確保していくためには、生態系の一部を構成する森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要となっている。

また、「ガイドライン」に基づく施業も併せて推進していく必要がある。

このため、本計画においては(2)の現状を踏まえ、次の事項を推進することとする。

- ア 多様な公益的機能の発揮に対する県民の要請や木材需要に対応するための適切なゾーニングによる長伐期施業や複層林施業の実施、天然生林の的確な保全・管理
- イ 木材資源の効率的な循環利用を重視した適切な保育・間伐の実施や、花粉発生源対策を加速するための利用期に達した人工林の計画的な主伐と伐採跡地への確実な造林
- ウ 森林の効率的な整備及び保全や山村地域の振興に資する基盤としての路網の計画的な整備
- エ 森林所有者や林業関係者に対する、「ガイドライン」に沿った森林施業や皆伐跡地への再造林、壊れにくい道づくり等の周知徹底
- オ 土砂流出抑止や下層植生の侵入を図るための、間伐と合わせた柵工、筋工の施工
- カ 奥山への広葉樹の導入など、多様で健全な災害に強い森づくりの推進
- キ 森林・林業・木材産業関係者等が連携することによる森林計画区の特性に応じた木材の安定供給、加工及び流通体制の整備
- ク 保安林制度の適切な運用、山地災害の防止対策や森林病虫害及び獣害の防止対策等の推進による森林の適確な保全
- ケ 森林浴や環境教育等の場、ボランティアなどが森林づくりに参加できるフィールド及び都市と山村の交流の場としての森林等、様々な利用ができる多様な森林の整備
- コ 豊かな森林資源や森林空間を活用し、健康需要などに対応する新たなビジネスを創出する「森林サービス産業」の推進
- サ J-クレジットを活用した持続的な森林整備の推進

(4) 基本的な考え方

ア この計画においては、(3)に掲げる推進方向に沿って、全国森林計画に即し、令和7年(2025年)に策定した「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」における理念や基本施策との整合を図ることとし、地域の特性を踏まえて森林の整備と保全に関する事項について定める。

イ (3)に掲げる森林の整備及び保全の推進に当たっては、森林が多様な生物の生育・生息地であり、生物多様性の保全に寄与していることに十分配慮することとする。

ウ IIの計画事項に掲げる項目ごとの基本的な考え方は、次のとおりとする。

① 計画の対象とする森林の区域

森林法第2条に規定する民有林のうち、自然的、社会的、経済的条件及びその周辺の地域における土地利用の動向からみて、森林として利用することが適当な森林を対象とする。

② 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の有する機能を、「水源涵養」、「山地災害防止／土壤保全」、「快適環境形成」、「保健・レクリエーション」、「文化」、「生物多様性保全」、「木材等生産」の7つの機能に包括区分するとともに、それぞれの森林が特に発揮することが期待されている機能に応じて、目標とする森林の姿を定める。

また、その目標とする森林の姿に誘導するための森林整備及び保全の基本方針を定めるとともに、その方針を考慮のうえ、計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等を定める。

③ 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画において定める「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」及び「立木の標準伐期齢」等に関し、その計画に当たっての指針となる事項を定める。

伐採立木材積については、伐採の動向、地域の特性及び政策的な目標等を考慮して計画する。

特に、森林の有する公益的機能の維持・増進に配慮しつつ木材資源の持続的利用の推進を図ることが必要なことから、成熟しつつある人工林の計画的な伐採を見込むとともに、自然条件に応じて、育成複層林の導入、長伐期化、広葉樹化等を考慮のうえ伐採立木材積を計画する。

④ 造林に関する事項

市町村森林整備計画において定める「人工造林及び天然更新の対象樹種」、「植栽本数その他造林の標準的な方法」、「伐採跡地の更新すべき期間」及び「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」等に関し、その計画に当たっての指針となる事項を定める。

伐採跡地においては、自然条件等に適合した人工造林又は天然更新により速やかに森林の造成を図ることとし、主として③で計画した主伐材積に見合う造林面積を計画する。このうち人工造林については、再造林、未立木地等への造林及び育成複層林の樹下植栽の面積を見込み、天然更新については、ぼう芽更新や天然下種更新、人工林内において天然木の育成を図る面積等を見込んで計画する。

育成複層林（樹下植栽又は天然下種更新によるもののほか、保育・間伐により複層林へ誘導するものを含む。）の導入計画については、「水とみどりの森づくり税事業（防災・減災・景観保全森林整備事業）」などにより推進しているが、本計画では、森林資源の状況等を勘案し、計画期間内における目標面積を定める。

⑤ 間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画において定める「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法」、「保育の作業種別の標準的な方法」等に関し、その計画に当たっての指針となる事項を定める。

人工林においては、その多くが伐採時期を迎えるなど成熟化しつつある中、森林の質的向上と健全性の維持が図られるよう森林の状況に応じて適時適切に行うこととし、施業の動向、地域の特性及び政策的な目標等を考慮して間伐立木材積を計画する。

⑥ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

市町村森林整備計画において定める「公益的機能別施業森林等の区域」及び「公益的機能別施業森林等の区域における施業の方法」等について、その計画に当たっての基準となる事項を定める。

公益的機能別施業森林とは、②で区分される機能別の森林のうち、「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」及び「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」について定めるもので、地域における森林の整備及び保全の基本方向を示す基礎となるものであることから、その区域の設定に当たっては、地域の合意形成等を十分に図ったうえで設定するものとする。

また、上記のほか「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」についても設定することとするが、その施業方法等の基準については、関連する計画事項において定める。

なお、林道等路網の開設に当たっては、生態系への配慮及び自然環境の保全に関する事項を定める。

⑦ 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道等の路網は、効率的な森林施業及び森林の適正な管理経営を行ううえで必要不可欠な施設であるとともに、山村の生活基盤の整備や地域の活性化を図るうえでも重要な役割を担っていることから、本計画においても林道等路網の整備を推進することとし、別に定める民有林林道整

備計画の目標延長、地域における森林の整備及び保全の面積及び林内路網の整備状況等を基準として計画する。

また、開設する林道等路網の路線配置及び規格・構造等や効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方を定め、森林の整備及び保全の目標を実現するために必要な林道等の整備を行う。

⑧ 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化に当たっては、関係者の合意形成及び民有林と国有林の密接な連携を図りつつ総合的に取り組む必要があることから、「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」に即して、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施・森林施業の共同化の促進、林業担い手の確保及び育成、林業機械の導入の促進、森林作業道等の整備、林産物の利用促進のための施設の整備等を推進することとし、その取組の方向性を定める。

⑨ 森林の土地の保全に関する事項

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林を、地形、地質、土壌、気象その他の条件を総合的に考慮して定めるとともに、森林施業の実施や土地の形質の変更に当たって留意すべき事項を示す。

⑩ 保安施設に関する事項

保安林として管理すべき森林の種類別面積等は、全国森林計画の計画量等を勘案しつつ当計画の始期における保安林面積に計画期間内において新たに保安林の指定を計画している森林面積及び保安林の解除を相当とする森林面積を加減し、当計画の期末における保安林の種類別の目標面積等を定める。

また、実施すべき治山事業の数量は、自然災害発生箇所や山地災害危険地区での事業を優先的に実施するなど、事業の重要性及び緊急度等を勘案し、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域を単位として定める。

特定保安林（指定の目的に即して機能していないと認められる保安林のうち、全国森林計画に定める要件のすべてを満たすもの）として指定された保安林のうち、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、森林の現況等に応じて必要な施業の方法及び時期を定める。

⑪ 鳥獣害の防止に関する事項

市町村森林整備計画において定める「鳥獣害の防止に関する事項」について、ニホンジカによる被害の防止措置を講じるべき区域設定の基準及びニホンジカによる森林被害を防止する方法に関する方針を定める。

⑫ 森林病虫害の駆除及びその他の森林の保護に関する事項

市町村森林整備計画において定める「森林病虫害の駆除又は予防その他の森林の保護に関する事項」について、その計画に当たっての基準となる森林病虫害等被害対策及び鳥獣害対策（⑪に掲げる事項を除く）の方針並びに林野火災に係る森林の保護及び管理の方針等を定める。

また、「森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項」について、林野火災の予防の方針を定める。

⑬ 保健機能森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画において定める「保健機能森林の区域」、「保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法」及び「保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備」等について、その計画に当たっての基準となる事項を定める。

保健機能森林は、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる森林について指定するものとする。

⑭ その他必要な事項

法令により施業について制限を受けている森林について、その所在、面積及び施業方法を定める。

Ⅱ 計 画 事 項

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する民有林の区域とし、その市町村別の面積は、表Ⅱ－1のとおりである。

表Ⅱ－1 市町村別の地域森林計画対象民有林面積

市 町 村	面 積 (ha)
総 数	56,673.55
上 天 草 市	7,236.45
天 草 市	45,325.91
苓 北 町	4,111.19

注) 1 本計画の対象森林は、次に掲げる事項の対象となる。

(1) 森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。※1）

※1 保安林及び保安施設地区の区域内の森林にあつては森林法第34条、第34条の2及び第34条の3の規定、海岸保全区域内の森林にあつては海岸法第7条、第8条及び第8条の2の規定が適用される。

(2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出

(3) 森林法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）

2 森林計画図は、熊本県ホームページ、熊本県農林水産部森林局森林整備課及び各広域本部（地域振興局）農林（水産）部林務課において縦覧に供する。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林資源の状況、自然的・経済的条件、社会的要請及び地域の特性を総合的に勘案し、併存する機能の発揮に配慮しつつ、それぞれの森林の有する機能ごとに、その「機能発揮の上から望ましい森林資源の姿」を表Ⅱ-2のとおり定める。

なお、本格的な利用期を迎えた人工林の主伐・再造林の増加が見込まれること等を踏まえ、花粉発生源となる、スギ人工林等の伐採を進めるとともに、花粉の少ないスギ苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の生産や植栽、広葉樹の導入による針広混交の育成複層林等への誘導等により、花粉の少ない多様で健全な森林への転換等を促進していく。

表Ⅱ-2 機能発揮の上から望ましい森林資源の姿

森林の有する機能	機能発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源涵養機能 ^{かん}	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、発揮を期待する機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

森林の有する多面的機能を将来にわたって保持していくためには、樹木の生育が長期間を要するなどの特性を有していることを踏まえ、長期的な視点で森林の状態の変化を的確に把握するとともに、森林の持つ多様な生態的特性等を考慮した適正な整備及び保全を図ることが重要である。

このため、(1)に定める森林の有する機能の区分に従い、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿に誘導するよう適正かつ計画的な森林の施業及び保全管理を推進することとする。

具体的には、森林の有する各機能を高度に発揮させるための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害や森林病虫獣害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとする。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性等にも配慮する。

さらに、これらの取組を効率的に推進するために森林の状況を適確に把握するため森林クラウドシステムの効果的な活用を図る。

また、林道等路網は、森林の適正な経営管理や効率的な森林施業の実施に不可欠な施設であり、農山村地域の振興にも資するため、計画的に整備することとする。

なお、発揮を期待する機能に応じ、以下のとおり森林整備及び保全の基本方針を示す。

(ア) 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

(イ) 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の高危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(ウ) 快適環境形成機能

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

(エ) 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(オ) 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(カ) 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

(キ) 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、表Ⅱ－３のとおり定める。

表Ⅱ－３

単位 面積：ha

区 分		計画期首	計画期末
面 積	育 成 単 層 林	23,263	22,292
	育 成 複 層 林	408	1,269
	天 然 生 林	32,759	32,869
立木地の森林蓄積 (m ³ /ha)		252	274

注) 1 「育成単層林」とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為(※1)により成立させ維持される森林をいう。

具体的には、人工林の場合、植栽又は播種により造成された単一の樹冠層を構成する森林(天然木の割合が25%以下のものを含む。)で、本県のスギ・ヒノキ等の人工林の大部分が該当する。天然林の場合、ぼう芽更新等と人為の組み合わせにより造成された単一の樹冠層を構成する森林で、本県のクヌギぼう芽林の大部分が該当する。

- 2 「育成複層林」とは、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層(※2)を構成する森林として人為により成立させ維持される森林をいう。

具体的には、人工林の場合、上層木の択伐(※3)等及び樹下植栽により造成された複数の樹冠層を構成する森林(樹下植栽によらないもので、天然木の割合が25%を超えるものを含む。)、天然林の場合、上層木の択伐等及び天然下種更新等により造成された複数の樹冠層を構成する森林をいう。

- 3 「天然生林」は、主として自然に散布された種子などにより成立し、維持される森林をいう。

具体的には、天然林のうち育成単層林及び育成複層林以外の森林で、区分上、伐採跡地、未立木地及び竹林を含めている。

- 4 区分ごとの面積の合計は、更新困難地(※4)及び特殊林(※5)を含まないため、本計画の対象森林の総面積とは一致しない。

(※1)「人為」とは、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かき起こし、刈払い等)、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したものである。

(※2)「複数の樹冠層」とは、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるものである。

(※3)「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採(抜き伐り)することである。

(※4)「主として天然力を活用」とは、自然に落下した種子が発芽して生育することやぼう芽により更新を行うこと等である。

(※5)「更新困難地」とは、岩石地、崩壊地等である。

(※6)「特殊林」とは、モリシマアカシア林、ツバキ林等である。

2 その他必要な事項

森林に対する県民の期待は、水源の涵養^{かん}、県土の保全及び木材等の生産はもとより、保健休養及び文化的・教育的利用等の身近なものから、資源循環型社会の構築や地球温暖化防止への貢献といった地球規模の生活環境、自然環境の保全に関するものまで多様化し高度化してきている。

一方、林業担い手の減少・高齢化及び木材価格の低迷による林業経営意欲の減退等により、適正な管理が行われな森林が存在しており、森林の持つ多面的な機能の低下が危惧される状況にある。

このような中、本県では、「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」に基づき、森林・林業・木材産業における課題の解決に向けた具体的な施策の推進に取り組んでいるところである。

本計画の具体的推進に当たっては、上記の基本計画と連携しつつ取り組むこととする。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

（市町村森林整備計画において定める事項の指針）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の伐採立木材積（表Ⅱ-12）を踏まえ、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を考慮して、立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）を定めるものとする。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、森林所有者等が立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めるもので、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨として、自然条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要動向、森林の構成等を勘案し、次により定めるものとする。

ア 立木竹の伐採（主伐）

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）（以下、「伐採・搬出指針」という）や「ガイドライン」を踏まえ実施することとする。その際、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図り、生物多様性の保全にも配慮しつつ、伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように努めるものとする。

さらに、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪な森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。

また、本格的な利用期を迎えた人工林の主伐・再造林の増加が見込まれること等を踏まえ、花粉発生源となる、スギ人工林等の伐採を進めるとともに、花粉の少ないスギ苗木の生産や植栽、広葉樹の導入による針広混交の育成複層林等への誘導等により、花粉の少ない森林への転換を図る。

なお、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維

持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林問わず所要の保護樹帯を設置することとし、また、野生動物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとし、人工林の生産目標ごとの主伐の時期は表Ⅱ－４を目安として定めるものとする。

(ア) 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

(イ) 択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

表Ⅱ－４ 生産目標別の主伐の時期の目安

地 域	樹 種	標 準 的 な 施 業 体 系			主伐時期 の 目 安
		生産目標	仕立て方法	期待径級	
天 草 計 画 区	ス ギ	一 般 材	中仕立	2 7 cm	4 0 年
		大 径 材	中仕立	3 6 cm	7 0 年
	ヒノキ	一 般 材	中仕立	2 2 cm	4 5 年
		大 径 材	中仕立	3 2 cm	8 0 年

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域における立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるもので、市町村の区域に生育する主要樹種ごとに、表Ⅱ－５に示す林齢を基礎として、市町村の区域内の標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。この場合、施業体系等により平均伐採齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を区分して定めるものとする。

なお、立木の標準伐期齢は、当該林齢に達した時点での立木の伐採を義務づけるものではないので留意するものとする。

表Ⅱ－５ 主要樹種ごとの標準的な伐期齢

地 域	主 要 樹 種 別 の 伐 期 齢					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	広葉樹
天草計画区	40年	45年	35年	35年	10年	15年

(3) その他必要な事項

ア 伐造届出旗の掲示

伐採箇所には、市町村森林整備計画及び森林経営計画に適合した伐採であることを地域住民等に周知するため、市町村が発行する伐造届出旗を掲示し、無秩序な伐採や植林未済地の抑制を図るものとする。

イ 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分の指針

制限林、特用林、自家用林及び試験研究の目的に供している森林その他これに準ずる森林以外の森林で、風害及び病虫害等の被害を受けているもの、又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましく、かつ、地理的条件からみて伐採が容易であると認められるものとする。

ウ その他

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進する森林においては、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、木材需要等に応じて計画的な伐採を行うほか、路網の整備及び機械化による効率的な伐採を推進することとする。

2 造林に関する事項

(市町村森林整備計画において定める事項の指針)

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の造林面積(表Ⅱ－14)を踏まえ、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して、造林に関する事項を定めるものとする。

また、花粉症発生源対策の加速化を図るために、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入に努める。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。

る。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林樹種は、森林所有者等が造林を行う際の樹種選択の規範として、次により定めるものとする。

(ア) 人工造林の対象樹種を定めるに当たっては、適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向、樹種又は品種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、木材の利用状況等経済的条件や気象、地質、地形、土壌等自然的条件等を考慮し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することが重要である。

人工造林の対象樹種は、既往の実績等からスギ、ヒノキ、クヌギを主体に定めるものとするが、これ以外の樹種について定める場合は、「熊本県における広葉樹造林の手引き」（熊本県発行）等を参考として、地域の自然条件等に適した樹種を選定するものとする。

(イ) 森林所有者等が定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局が相談対応するものとし、その旨を記載して適切な樹種を選択がなされるよう留意するものとする。

(ウ) マツ林については、松くい虫の被害防除対策を適切に行うとともに、マツ林の造成に当たっては、抵抗性マツの植栽を推進することとする。

(エ) 苗木の選定については、特定苗木や花粉の少ない苗木を積極的に用いることに努めることとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法は、森林所有者等が造林を行う際の方法選択の規範として、次により定めるものとする。

(ア) 人工造林の植栽本数

人工造林のうち育成単層林の植栽本数は、下表の本数を標準として定めるものとし、育成複層林における樹下植栽については、地域において定着している複層林施業体系がある場合は、それを踏まえつつ、育成単層林における標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積率）を乗じた本数以上を植栽するよう定めるものとする。

なお、今日の社会的要請を踏まえて、多様な森林の整備を図る観点から、多様な生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めるよう留意するものとする。

ただし、森林所有者等が定められた標準的な植栽本数と異なる本数で植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局が相談対応するものとし、その旨を記載して適切な植栽がなされるよう留意するものとする。

◎植栽本数の基準

樹 種	植栽本数 (h a 当り)
スギ、ヒノキ、クヌギ、 高木性広葉樹、マツ類、 その他	1, 5 0 0 本 ~ 3, 0 0 0 本

注) 高木性広葉樹のうち、センダンについては、熊本県林業研究・研修センター等の公的研究機関による研究成果に基づいて必要な保育施業を行う場合に限り、植栽本数基準の下限を400本/haとすることができる。

(イ) 人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

林内の雑草木等を刈払い又は伐採し、その伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう適宜整理集積を行うこととし、また、当該林分の地形等の条件を考慮のうえ、伐採木及び枝条等が流亡しないよう特に留意することとする。

なお、高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して地拵えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システムの導入など、作業工程の効率化に努めるものとする。

b 植付けの方法

通常穴植えとし、矩形植栽又は正三角形植栽等、地利・地形に応じて適切な方法を選定することとする。

また、施業の効率性や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用や低密度植栽の導入に努める。

c 植栽の時期

2月上旬から3月中旬までを標準とした春植え又は9月中旬から11月上旬までを標準とした秋植えが一般的であるが、植栽時期の自由度が高いコンテナ苗を使用する場合などには地域の自然的条件等に応じて適切な時期を選定することとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、伐採跡地の人工造林をすべき期間を次のとおり定める。

① 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新を完了することとする。

② それ以外の森林

基本的に上記①と同様であるが、ぼう芽更新が期待できる場合は、この限りでない。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新を選択するものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、マツ、クヌギ、シイ、カシ類を主体に定めることとし、ぼう芽更新が可能なものについては、区分して定めるものとする。この場合、多様な森林の整備を図る観点から、そのような考え方に当てはまる範囲内で、広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種を定めるよう留意するものとする。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

(ア) 期待成立本数として想定される本数、天然更新すべき立木の本数

期待成立本数は10,000本/ha以上を基準として、気象、自然条件、既存の更新方法等を勘案して定める。

また、天然更新すべき立木の本数は、「熊本県天然更新完了基準」を基準として、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新することとする。

(イ) 天然更新補助作業の標準的な方法

a 地拵えの方法

人工林又は天然林の伐採後、天然下種更新（当該林分内又は隣接地の母樹からの種子落下による天然更新）を行う場合においては、種子の定着に適した環境を整備することを目的として、(1)イの(イ)のaに準じて地拵えを行うこととする。

b 地表かき起こし

天然下種更新を行う場合においては、必要に応じて林床植物を除去するとともに、地表に堆積している落葉落枝をかく乱して表土を露出させ、種子の確実な定着と発芽を促し、天然稚幼樹が良好に生育できる環境を整備することとする。ただし、当該林分の地形等の条件及び地表かき起こしの必要度合を考慮のうえ、林地の表土が流亡しないよう特に留意することとする。

c 刈出し

天然更新を行った林地のうち、ササ等の被圧により更新が阻害され

ているものについて、ササ等の状況、更新樹種の特長や稚幼樹等の発生数を考慮のうえ、必要に応じて更新が完了するまでササ等の刈払いを行うこととする。

d 不用ぼう芽の除去（芽かき）

ぼう芽更新を行った場合において、生産目標及びぼう芽の生育状況等を考慮のうえ、必要に応じて余分なぼう芽を除去することとする。

e 植込み及び播種

天然更新を行った林地のうち、稚幼樹の発生量が少なく確実な更新が見込まれないものについて、必要に応じて苗木の植栽又は播種を行うこととする。

(ウ) 天然更新の完了確認

天然更新により更新を行う場合は、伐採の一定期間の後に「熊本県天然更新完了基準」を基準として、市町村の区域内の気候、地形、土壌等の自然的条件及び林業技術体系等を勘案して定めた基準により更新状況を確認するものとする。

なお、更新が完了していないと判断されるものについては、更新補助作業又は人工造林を行い、確実な更新を図るものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新を完了することとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

天然更新が期待できない森林については、その森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として、市町村森林整備計画において基準を定め、原則として小班ごとに設定するものとする。

なお、天然更新が期待できない森林とは、面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できないものをいう。

さらに、山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがあり、早期に森林の公益的機能の維持増進を図るために確実な更新を必要とするものについても、当区域に設定することを検討するものとする。

(4) その他必要な事項

ア 育成複層林の導入計画面積

育成複層林の導入計画面積については、表Ⅱ－6のとおり計画する。

表Ⅱ－6 育成複層林の導入計画面積

区 分	面 積 (ha)	備 考
総 数	370	

注) 育成複層林の導入とは、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させる施業（下層木の植栽、更新補助作業）を初めて行うことである。

イ 植栽未済地対策

人工林の伐採（皆伐）後に植栽が行われず、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を超えて放置されている森林のうち、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、森林資源の積極的な造成及び林地の荒廃防止等の観点から、早期に植栽による確実な更新を行うこととする。

また、そのような森林の発生を未然に防止するため、森林所有者等に対し、森林計画制度について周知し、伐採後の更新を確実なものとするよう努めるものとする。

ウ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における造林

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、自然条件や経営目的を考慮のうえ、多様な木材需要に応じた造林を行うこととする。

3 間伐及び保育に関する事項

（市町村森林整備計画において定める事項の指針）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の間伐立木材積（表Ⅱ－12）を踏まえ、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、既往の間伐及び保育の実施状況等を勘案して、間伐及び保育に関する事項を定めるものとする。

（1）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、林木の生育の促進及び利用価値の向上並びに林分の健全化を図るため、森林所有者等が間伐を行う際の規範として定めるもので、表Ⅱ－7に示す内容を基礎とし、主要樹種及び施業体系等の別に定めるものとする。

なお、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。

また、施業の省力化・効率化の観点から、初回間伐においては列状間伐の導入に努めるものとする。

表Ⅱ－７ 樹種別施業体系別の標準的な間伐実施林齢

樹種	植栽本数 (本)	施業体系	間伐時期 (林齢)						備考
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	1,500～ 2,000	一般材	△	28～34					
		大径材	△	28～35	39～52	58			
	3,000	一般材	14	23	31				
		大径材	14	23	31	45	57		
ヒノキ	1,500～ 2,000	一般材	△	34～39					
		大径材	△	34～40	42～55	61	72		
	3,000	一般材	14	25	31				
		大径材	14	25	31	40	55	65	

注) 1 1回目の欄は、除伐(植栽木以外の樹種の伐採。この場合、スギ、ヒノキ以外の樹種の伐採)を兼ねた初回間伐の林齢である。(△については、必要に応じ除・間伐を行うこと。)

2 保安林にあつては、保安林の指定施業要件として定められた間伐率の範囲内で行うこと。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、森林所有者等が森林の保育作業を行う際の規範として定めるもので、表Ⅱ－８に示す内容を基礎とし、既往の保育の方法を考慮して、保育の時期、回数、作業方法、その他必要な事項を定めるものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。

表Ⅱ－８ 保育の種類別の標準的な実施時期

保育の種類	樹種	実施時期 (林齢)														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈り	スギ ヒノキ	←-----→														
つる切り		←-----→														
除伐		←-----→														

(3) その他必要な事項

ア 間伐率

過密な森林の間伐に当たっては、風害等による立木被害の防止及び林地の保全等を考慮のうえ、急激な疎開を避け、徐々に適正な林分密度に誘導する

こととする。

イ 育成複層林における受光伐

育成複層林においては、下層木の健全な生育に必要な林内照度を確保するため、当該林分の生産目標、対象木の種類・形状・枝張りの状態等を考慮のうえ、下層木の生育状況に応じて上層木の抜き伐り又は枝払いを行うこととする。

ウ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進する森林における間伐及び保育

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における間伐及び保育の実施に当たっては、効率的な森林施業の実施を基本として、対象森林の集約化を図り、森林施業の集約化及び共同化を推進することとする。

特に、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、木材需要等に応じて積極的に利用間伐を推進するほか、地域の技術体系に応じ、路網の整備及び機械化による効率的な列状間伐をはじめとした間伐を推進することとする。

エ その他

竹類の侵入により植栽木等の生育が妨げられている育成単層林及び育成複層林については、継続的な竹類の除去を行うこととする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(市町村森林整備計画において定める事項の指針)

公益的機能別施業森林とは、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の公益的機能の高度発揮が求められており、森林の樹種構成、林道等路網の整備状況、住民の意向等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林のことである。

公益的機能別施業森林には、下記の(1)のイの(ア)水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、同(イ)土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林が該当し、公益的機能別施業森林等の「等」については(2)木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林が該当することとなる。

公益的機能別施業森林等の区域における施業については、それぞれの区分ごとにその整備目標に応じた施業の方法を定め、たうえで推進していくこととする。

なお、公益的機能別施業森林等の区域及びその整備に関する事項等は、市町村森林整備計画において定めるものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

公益的機能別施業森林の区域の設定に当たっては、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の機能の評価区分、森林の自然条件、林道等の整備の状況、既往の施業体系、森林の有する諸機能に対する地域の要請等を考慮のうえ、次の事項を指針として、地域の合意形成等を十分に図ったうえで設定するものとする。

また、区域の設定は、林班又は小班を単位として定めることとするが、その配置については、目的とする森林の機能の発揮及び一体的な森林整備の推進を図るうえで必要なまとまりを持たせるものとする。

この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

(ア) 水源^{かん}の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺の森林、並びに水源涵養機能の評価区分の高い森林など水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防火保安林や、県民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図る森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの県民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

イ 森林施業の方法に関する指針

- (ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
当該森林のうち、伐期の間隔の拡大とともに、下記のいずれかに該当する森林については、皆伐の伐採面積の規模を縮小することとする。
- a 地形について、標高の高い地域、傾斜が急峻な地域、谷密度の大きい地域、起伏量の大きい地域、溪床又は河床勾配の急な地域、掌状型集水区域の森林
 - b 気候について、年平均又は季節的降水量の多い地域、短期間に強い雨の降る頻度が高い地域の森林
 - c 大面積の伐採が行われがちな地域の森林

- (イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
下記①～③に該当する森林のうち、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を推進し、それ以外の森林については小面積皆伐による複層林施業を推進することとする。
- また、適切な伐採区域の形状・配置等により、伐採後の林分においても機能の確保ができる場合には、長伐期施業を行った上で皆伐することも可能であるが、皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進することとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林
- a 地形について、傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている森林
 - b 地質について、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所の森林
 - c 土壌等について、火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所の森林
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林
- a 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林
 - b 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林
 - c 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図る森林

- a 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林
- b 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望みされるもの
- c ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林
- d 希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る。）

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、将来にわたって木材生産が行われ、林業経営を持続的に行うことが期待される区域である。そのため、区域の設定に当たっては、林木の生育に適した森林や林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、森林の機能の評価区分にて木材生産機能の評価区分が高い森林等の自然的条件から一体的に森林施業を行うことが適当と認められる森林について、地域の合意形成を十分に図ったうえで設定するものとする。

また、森林経営管理制度の運用に際し、林業経営に適した森林と扱われる森林については、この区域内の森林であることが望ましい。

なお、区域の設定は、林班又は小班を単位として定めることとするが、その配置については、目的とする森林の機能の発揮及び一体的な森林整備の推進を図るうえで必要なまとまりを持たせるものとする。

さらに、この区域のうち林地生産力の高い森林や傾斜が緩やかで地質が安定している森林、林道からの距離が近い森林等、これらを満たす自然的・社会的条件が有利な箇所については、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域として、地域の実情を勘案のうえ設定する。

この際、区域内において(1)の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように区域を定めること。

イ 森林施業の方法に関する指針

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林の有する公益的機能の発揮や森林資源の保続に留意しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととする。

なお、人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、表Ⅱ－４を目安として定めるものとする。

(3) その他必要な事項

〔該当無し〕

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進するものとする。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進するものとする。特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進するものとする。また、既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図るものとする。

なお、基幹路網の現状は次のとおりである。

表Ⅱ－9 基幹路網の現状

区分	路線数	既設延長 (m)
基幹路網	63	201,039
うち林業専用	1	1,466

注) 本表の路線延長には、改築延長を含まない。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

林道、林業専用道や森林作業道など車両や林業機械が走行する路網における効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、表Ⅱ－10を基礎として定めるものとする。

地形、経営形態等、地域の特性に応じた指向すべき作業システムの考え方は表Ⅱ－11を参考に定めるものとする。

表Ⅱ－10 地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準

(単位：m/ha)

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0～15°)	車両系	110～250	30～40
中傾斜地(15～30°)	車両系	85～200	23～34
	架線系	25～75	
急傾斜地(30～35°)	車両系	60〈50〉～150	16～26
	架線系	20〈15〉～50	
急峻地(35°～)	架線系	5～15	5～15

注1) 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

表Ⅱ－11 作業システムの例

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地(0～15°)	車両系	150～200	30～75	ハーベスタ	グラップル	プロセッサ	フォワーダトラック
中傾斜地(15～30°)	車両系	200～300	40～100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダトラック
	架線系		100～300	チェーンソー	スイングヤード	プロセッサ	フォワーダトラック
急傾斜地(30～35°)	車両系	300～500	50～125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダトラック
	架線系		150～500	チェーンソー	スイングヤード タワーヤード	プロセッサ	フォワーダトラック
急峻地(35°～)	架線系	500～1500	500～1500	チェーンソー	タワーヤード	プロセッサ	トラック

注1) この表は、現在採用されている代表的な作業システムを、使用されている林業機械により、傾斜及び路網密度と関連づけたものであり、林業機械の進歩・発展や社会経済的条件に応じて調整されるものである。

注2) 基幹路網：林道（林業専用道含む）

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方

基幹路網整備と併せて森林施業の集約化による低コストの効率的な森林施業を推進する区域として定める「路網整備等推進区域」の設定に当たっては、林班ごとの地形・地質、森林の機能別調査の木材等生産機能、傾斜に応じた路網密度水準から判断し、幹線となる林道の利用区域を考慮して定める。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網の整備に当たっては、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）及び森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、熊本県林業専用道作設指針及び熊本県森林作業道作設指針に則り開設することとする。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、伐採・搬出指針を踏まえた搬出方法とする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法〔該当なし〕

(6) その他必要な事項

公道と連絡し森林と山村及び都市を結ぶなど、路網整備の骨格となる林道については、移動時間の短縮や一般車両の通行に見合った規格・構造となるよう配慮する。

また、育成単層林及び育成複層林の対象地にあつては、林道と継続的な使用に供する森林作業道の適切な組み合わせによる林内路網としての整備を推進する。

なお、道路整備の効果や効率性等を勘案し、総合的な視点での道路ネットワークの形成を図るため、各種道路管理者との連携・調整を行うほか、整備に当たっては、地域の生態系への配慮及び自然環境の保全に留意するものとする。

特に近年、林道はその役割が見直され、頻発する自然災害時の避難や物資輸送路、電線や水道等のインフラ復旧時の通行のための代替路としても期待されていることから、費用対効果はもとより、リダンダンシーの確保にも配慮し、地域の状況に応じた優先順位により整備を進めることが重要である。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、計画区内の県、市町村、森林管理署、森林組合等の林業事業体及び木材加工・流通事業体等で構成する関係者の合意形成及び民有林と国有林の連携を図りつつ、委託を受けて行う森林の施業・経営の実施、森林施業の共同化、林業担い手の育成、林業機械化の推進、県産材の加工・流通体制の整備及び木材等の生産、加工・流通における条件整備等を計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等

本計画区の民有林においては、小規模・分散型の所有形態が特に多く、林業の採算性悪化の一要因となっている。これらの森林について、伐採や造林等の森林施業の実行を確保するためには、森林の集約化や森林施業の共同化を促進し、林業生産性の向上を図ることが重要である。

このため、小流域単位で森林の集約化が可能な地域を中心に、市町村、森林組合等による普及啓発活動を通じて、森林施業の共同実施や森林作業道等の開設及び維持管理に係る森林所有者間の合意形成に努めるとともに、森林経営計画の作成を推進し、森林施業の計画的かつ効率的な実行を確保する。

イ 森林の経営に係る受委託の促進による森林の経営規模の拡大

本計画区の民有林においては、不在村森林所有者の経営放棄や所有森林を管理・経営する意欲が減退している森林所有者が増加しており、これらの所有森林については、適時適切な森林施業の実行確保が困難な状況となっている。

このため、不在村森林所有者等に対しては、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び公開並びに助言、あっせんなどを推進し、意欲のある森林所有者、森林組合、林業事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を促進する。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

ウ 森林施業共同化の推進体制の強化

上記の森林施業の共同化や集約化を促進するため、県、市町村及び森林組合等関係機関の連携による森林所有者等への指導・支援体制を強化する。

また、森林組合等林業事業者に所属し、小規模な森林所有者に対し森林施業の内容、経費、木材の販売収支等を明示したうえで森林施業を提案する「森林施業プランナー」の養成対策を推進する。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

令和元年度(2019年度)から開始された森林経営管理制度においては、森林所有者自らが森林の経営管理をできない場合に、市町村が森林所有者から森林の経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については林業経営体に再委託し、林業経営に適さない森林については市町村が自ら管理を行うことにより、林業経営の効率化と森林管理の適正化を図ることとしている。

また、令和8年度(2026年度)から開始される改正森林経営管理法においては、市町村が地域の関係者と協議し、森林の将来像を定める地域経営管理集約化構想(以下「集約化構想」という。)を作成したうえで、集約化構想に基づき森林の経営管理のための権利を、林業経営体に迅速に設定できる新たな仕組みが創設された。

このため、市町村においては引き続き同制度に基づく取組みを進めるとともに、新たな仕組みを活用した集約化構想の作成、権利集積配分一括計

画の作成等を通じ、更なる林業経営の効率化と森林管理の適正化を図る。

なお、不在村所有者や森林を手放したい森林所有者が増加していることから、市町村において同制度に基づく所有者不明森林等の特例の活用や、新たな仕組みを活用した権利移転、所有権移転の取組みを推進する。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業経営体の育成強化

森林組合は、森林の保育管理から木材の生産までの幅広い森林施業を実施する地域の中核的事業体として位置づけられている。その経営基盤を強化するため、本県では、広域合併推進基本計画に基づき、森林組合の広域合併を推進してきたところであり、本計画区内においては、平成14年に天草地域森林組合が発足している。

引き続き森林組合に対する指導・支援を強化し、経営基盤の強化及び生産基盤の拡充を図る。

また、令和7年(2025年)4月現在で天草地域森林組合及び2林業経営体が、「林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)」に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図る改善計画の知事認定(以下「認定事業体」という。)を受けている。県と公益財団法人熊本県林業従事者育成基金(熊本県林業労働力支援センター)(以下「育成基金」という。)との連携により経営基盤の強化や雇用環境の整備に必要な支援を行うとともに、その他の林業経営体については知事認定に向けた指導・支援を推進する。

さらに、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立する林業経営体へ育成を図る者を「熊本県版育成経営体」として新たに県が選定し支援する。

イ 林業従事者の確保・育成

本計画区の人工林は成熟化が進み、伐採可能な森林が増加しており、資源の循環利用や造林・保育等の適切な森林施業を推進するうえで、その担い手である林業従事者の確保・育成が不可欠である。

なお、本計画区における林業就業者数は、令和2年(2020年)国勢調査によると147人で前回調査(平成27年(2015年):202人)と比較して55人減少しており、将来にわたって林業の担い手を確保するためには、新たな林業就業者の確保・定着を更に図る必要がある。

このため、本県では、「林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)」に基づき令和6年度(2024年度)に策定した「林業労働力の確保の促進に関する基本計画(計画期間:R7.4.1~R10.3.31)」により、林業労働力の育成確保のための施策や事業主等への指導・支援を推進することとしている。

具体的には、平成31年(2019年)4月の「くまもと林業大学校」の開校を契機に、育成基金及び関係者との連携のもと、林業系高校生やU・J・Iターン者等、林業就業希望者を対象として、就業に必要な技能・技術の習得のための研修や労働安全の研修、林業機械の取扱いから高性能林業機械の操

作・メンテナンスまでの地域の実態に応じた研修等各種研修を実施する。

雇用環境面では、認定事業体に対し、林業従事者の社会保険の加入促進等の就業環境や雇用条件の整備に対する支援や事業体の要請に応じた研修等を育成基金と連携し実施する。

さらに、令和6年(2024年)8月の職業能力開発法施行規則改正により技能検定制度の対象職種に新たに「林業」が追加されたことを踏まえ、林業分野における技能士の受験促進を通じて従事者の安全性の向上を図るとともに、女性の活躍や定着、外国人材の適正な受入等に努める。

なお、本計画区内においては、認定事業体に令和2～令和6年度(2020～2024年度)の5カ年間で11人の新規就業者が林業に従事している。

さらに、森林組合などの林業経営体と建設業や造園業などが連携しながら森林施業や作業道開設等の取組を進めることは、事業量の確保や雇用創出につながることから、地域における林業と異業種が連携した取組を支援する。

ウ 林業後継者の育成

本計画区における林業経営体数は、平成27年(2015年)に246であったものが、令和2年(2020年)には71へと減少しており、このうち経営規模が5ha未満の経営体が35%を占めている。(2015年農林業センサス、2020年農林業センサス)

森林・林業を支える山間地域においては、少子高齢化や農林業以外への就業が急速に進んでおり、林業後継者の育成はもとより、林業の振興をはじめとした山村の定住環境の整備促進が緊急の課題となっている。

このような中、林業後継者等で構成される林業研究グループは、令和6年度(2024年度)現在で1グループ(会員15人、うち女性3人)であり、林業事業体と同様に地域における森林整備の重要な担い手であるが、その育成・確保が重要な課題となっている。

そのため、平成31年(2019年)4月に開校した「くまもと林業大学校」において、自伐林家の育成・確保を図るとともに、林業普及指導員及び関係者の連携により、グループ活動や林業後継者・自伐林家確保のためのソフト面の支援やリーダーの育成を行う。

また、経営意欲の減退している森林所有者に対し、施業実施の働きかけや、森林組合等への経営委託の働きかけ等の活動を支援する。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 林業機械の導入及び有効活用

本計画区における高性能林業機械の保有台数は、令和6年度(2024年度)末現在で県全体の3%に当たる20台(フェラーバンチャー1台、プロセッサ1台、ハーベスタ1台、フォワーダ8台、グラップルバケット3台、その他の高性能林業機械6台)となっており、前回調査の令和元年度末の6台から高性能林業機械の導入は進んできたものの、作業の効率化はまだ十分とは言えない。

木材生産性の向上及び労働負荷の軽減を図るため、高性能林業機械を主

体とする林業機械の導入により、非皆伐施業にも対応した作業システムの導入を推進する。

また、高性能林業機械を用いた作業システムの普及・定着を図るとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる林業機械オペレーターの養成等を推進する。

さらに、機械作業に必要な路網・作業ポイント等の施設の整備を促進する。

イ 林業機械作業システムの確立等

林業生産性の向上、労働安全性の確保及び労働負荷の軽減を図るため、スイングヤーダやプロセッサを活用した列状間伐等の実施や環境負荷の低減にも配慮した非皆伐施業に対応した新たな作業システムの確立及び普及に努める。

さらに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できるオペレーターの養成、機械作業に必要な路網や作業ポイントの整備を推進するとともに、(1)の森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化を促進することにより、高性能林業機械等の効率的な稼働に必要な事業量の安定的確保に努める。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材産業に係る施設等の整備

当地域における林業生産活動の活性化及びその生産活動を通じた健全な森林づくりのためには、木材の加工・流通体制や木質バイオマス利活用体制の生産性向上による地域産材の利用量の拡大が重要であることから、「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」に即し、木材加工拠点や共同集出荷体制、流通ネットワーク及び木質バイオマス利活用等の整備を推進するものとする。

本計画区の製材工場は、令和5年度末で13工場あり、生産性の向上と製品の高品質化等による木材需要に対応するため、既存の原木市場の機能拡充を図るとともに、素材生産業者及び流通業者等の関係者が一体となって、需要者のニーズに即した原木を安定的に供給しうる生産・集出荷体制の整備を促進する。

また、本計画区には、木質バイオマス発電施設が令和6年度（2024年度）現在で1工場あり、カーボンニュートラル推進の観点から再生可能エネルギーの推進を図るため、木質バイオマスの安定的・効率的な供給に取り組む。

さらに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年（2023年）に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を関係者一体となって推進する。

イ 特用林産物に係る施設等の整備

本計画区における主要な特用林産物としては、乾しいたけ、生しいたけ、たけのこ、きくらげ等がある。

これら特用林産物については、中核的な生産者の育成による生産技術の向上、施設の近代化のほか、共同化による生産施設等の効率的な利用を推進し、品質の安定・向上と生産コストの低減、収量の安定・増大を図り、収益性の向上に努める。また、消費者ニーズに合った特用林産物の生産及び加工の取組や物産館等を活用した共同販売体制の整備を促進するとともに、特にしいたけ、たけのこ等については、食の安全性の確保及びそのPRに努め、地産地消の取組や販路拡大を促進する。

(6) その他必要な事項

成熟した森林資源の活用を推進する一方、人口減少や少子高齢化、高い労働災害率といった課題に対処するため、造林から伐採の各段階において、森林資源のデジタル管理や、ICT等の先端技術を駆使し、生産性や安全性の向上を図る「スマート林業」を推進し、自伐林家や地域住民、NPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を行うなど森林施業の合理化を推進する。

また、森林整備の担い手である山村地域に住む人々の生活を豊かにするため、都市部及びその近郊地域と比較して整備が遅れている山村地域の道路の舗装及び改良、給排水施設、防災安全施設等の生活基盤の整備を促進するとともに、森林空間の総合的な利用を推進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
保安林、保安施設地区内の森林及び山地災害防止機能を高度に発揮させる必要のある森林で、森林の有する災害の防止、水源涵養^{かん}及び環境保全機能の維持増進を図るため、特に森林の適正な施業及び管理を実施する必要がある、林地開発許可制度の運用上からみて極力開発行為を避けるべき森林について定めるもので、その森林の所在及び面積は、表Ⅱ-12のとおりとする。

なお、森林の施業等に当たって林地の保全を図るため特に留意すべき事項は、次のとおりとする。

ア 制限林にあつては、指定施業要件によること。

イ 急斜面の森林については、現存する広葉樹の残置を図ること。

ウ 人工林の皆伐は、可能な限り小面積に止め、残存樹帯の設置等により土地の保全に努めること。

エ 森林の過度のうっ閉は、林地の保全上危険であるため、下層植生が良好に生育できるよう適正な間伐を実施すること。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある林分及びその搬出方法
〔該当なし〕

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

調和のとれた快適な地域環境の整備及び確保という観点から、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林など、安全で潤いのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けることとするほか、次の事項に留意するものとする。

ア 土砂の切取、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うものとする。

また、盛土等による災害から県民の生命・身体を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準の順守指導や林地開発申請箇所のパトロールを行うものとする。

イ 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保や環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の防災施設、水の適切な処理のための調整池及び排水施設を設置するとともに、環境保全のための森林の適正な配置等、適切な保全措置を講ずるものとする。

ウ 開発許可を要する規模の開発を行う場合は、周辺に著しい影響を及ぼすことのないよう「熊本県林地開発許可制度実施要項」等により適切に行うものとする。その際、太陽光発電施設の設置にあたっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性や令和5年（2023年）4月1日から太陽光発電施設の設置を目的とした土地の形質変更を行う場合、その面積が0.5haを超えるものについて開発許可の対象として追加されたことを踏まえ、開発行為の許可基準に基づき適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施等に配慮することとする。

なお、開発許可を要しない小規模な開発についても、森林法に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出」制度の運用等により、適切に行うものとする。

(4) その他必要な事項

〔該当なし〕

表Ⅱ-11 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の所在

単位 面積：h a

区分	森林の所在（林班）	面積	備考
総数		30,723.63	
上天草市	1～21,23～68,70～83,86～96,98～100	4,868.49	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、魚つき保安林、保健保安林、その他
天草市	5,6,8～18,23～31,33～35,37～42,45～69,71～80,82～94,96～105,201～218,220～223,225～235,237～241,301～305,307～320,322,324～327,329～333,336～350,352～363,401～435,438～460,462～469,471～485,487～494,501～506,508～552,554～579,582～586,589～612,701,711～714,716,720～722,726,728～735,741～743,745,751～753,801,803～847,851～861,863～879,902～916,951,952,958～968	22,897.77	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、防火保安林、潮害防備保安林、飛砂防備保安林、落石防止保安林、魚つき保安林、保健保安林、その他
苓北町	1～43	2,957.37	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林、その他

注1) 備考欄の「その他」は、山地災害防止機能を高度に発揮させる必要のある森林(保安林以外)である。
 注2) 保安林の所在の詳細については、熊本県農林水産部森林局森林保全課もしくは熊本県天草広域本部農林水産部林務課に備え付けの保安林台帳により確認すること。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、地域における自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて計画的な配備を推進する。また、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、水源の涵養又は災害の防備の目的を達成するために必要な治山事業を行う場合に、必要に応じて指定を行うこととする。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、流域の特性に応じて、植栽、本数調整伐等の保安林の整備、溪間工、山腹工等の治山施設の整備を図る。

なお、その際、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採など、流域治水の取組と連携した施策も図ることとする。

併せて、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、ICTや新技術の導入を推進する。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

〔該当なし〕

(5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力及び参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製及び標識の設置等を適正に行う。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(市町村森林整備計画において定める事項の指針)

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

ニホンジカによる被害が生じている森林の区域及び被害の発生のおそれがある森林の区域について、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカによる森林被害の状況等を把握できる森林生態系多様性基礎調査の調査結果のほか、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）に基づき定められた第二種特定鳥獣管理計画等により、鳥獣

害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を市町村森林整備計画において定めることとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

ニホンジカによる森林被害を防止し、森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、防護柵、食害防止資材、剥皮被害防止資材の設置等による植栽木の保護措置又はわな、銃器による捕獲等を実施するなど、シカ被害防止対策を推進することとする。

この際、市町村は関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努めることとする。

(2) その他必要な事項

(1) のイによる鳥獣害の防止の方法の実施状況については、必要に応じて現地調査又は森林所有者や地元猟友会等の関係団体から聞き取りを行う等により、市町村は実施状況及びその効果の把握を行うこととする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

地域の関係者と連携して森林の巡視を適時適切に行い、病虫害等による被害の早期発見及び早期防除等に努めることとする。特に、松くい虫による被害については、的確な防除の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を推進することとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

ニホンジカ以外の鳥獣による顕著な森林被害は現時点では見られないが、被害が生じた場合は必要な防除対策を実施し、必要に応じて「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく捕獲等を検討することとする。

また、鳥獣害防止森林区域外においてニホンジカによる森林被害が生じた場合は、立木又は希少植物を含む下層植生の被害状況を踏まえ、必要な防除対策の実施並びに鳥獣保護管理施策に即した捕獲等の検討を行うこととする。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の原因のほとんどは不注意な火の取扱い等の人為的なものであるため、林業従事者や工事関係者、森林レクリエーションのための入林者等に対し、強風時や乾燥期におけるたき火や火入れの防止、後始末の徹底等の周知を図ることとする。

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事防止に係る標識の設置を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

また、地ごしらえ等のため火入れを実施する場合には、火入れに関する条例及び市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。

- (4) その他必要な事項
〔該当なし〕

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項の規定により定められた基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとして、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林である。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案し、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合において、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財等の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めるものとする。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、

利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定及び整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとする。

第6 計画量等

第2の1(1)に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、計画期間中における計画量等を以下のとおり定めるものとする。

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積 (表Ⅱ-13)

単位：千 m^3

区 分	総 数			主 伐			間 伐	
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹
総 数	1,690	1,630	60	1,150	1,090	60	540	540
前半5カ年の計画量	823	793	30	550	520	30	273	273

2 間伐面積 (表Ⅱ-14)

単位：ha

区 分	間伐面積
総 数	6,040
前半5カ年の計画量	3,045

3 人工造林及び天然更新別の造林面積 (表Ⅱ-15)

単位：ha

区 分	総 数	人工造林	天然更新
総 数	4,026	2,975	1,051
前半5カ年の計画量	1,957	1,431	526

4 林道の開設及び拡張に関する計画 (表Ⅱ-16)

表Ⅱ-16 開設又は拡張すべき林道の箇所別数量等

計画期間 (R 8 . 4 . 1 ~ R 1 8 . 3 . 3 1)

(単位 : m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	区分	市町村	路線名	延長及び箇所数		利用 区域 面積	前半 5カ年の 計画	路線 コード	備 考
					延長	箇所数				
拡張	自動車道 (改良)		上天草市	東浦大作山線	3,138	1	117	○	101A	
拡張	自動車道 (改良)		上天草市	八幡線	1,148	1	36		103A	
拡張	自動車道 (改良)		上天草市	神代線	2,200	1	42		201A	
拡張	自動車道 (改良)		上天草市	白嶽線	200	1	134		205A	
拡張(改良) 計					6,686	4				
拡張	自動車道 (舗装)		上天草市	平山線	4,139	1	260		201B	
拡張(舗装) 計					4,139	1	260			
上天草市 計					10,825	5	260			
開設	自動車道		天草市	菅水道1号線	550	1	60		115A	
開設	自動車道		天草市	権現平線	100	1	250		202A	
開設	自動車道		天草市	是持線	500	1	200		203A	
開設	自動車道		天草市	食場帽子岳線	735	1	300		204A	
開設	自動車道		天草市	大平線	1,000	1	500		205A	
開設	自動車道		天草市	大林線	1,500	1	200		206A	
開設	自動車道		天草市	稲米河内線	1,000	1	300		208A	
開設	自動車道		天草市	大田平線	500	1	100		209A	
開設	自動車道		天草市	南善賀線	1,250	1	200		210B	
開設	自動車道		天草市	内の原線	1,495	1	200		211A	
開設	自動車道		天草市	鳥峠線	1,930	1	300		212A	
開設	自動車道		天草市	平～高見線	1,000	1	150		213A	
開設	自動車道		天草市	春木軍ヶ浦線	500	1	200		215A	
開設	自動車道		天草市	里線	500	1	200		216A	
開設	自動車道		天草市	頭岳線	1,000	1	500		217A	
開設	自動車道		天草市	葛河内線	1,000	1	350		219A	
開設	自動車道		天草市	恵ヶ久保線	1,000	1	450		220A	
開設	自動車道		天草市	嵐口線	1,082	1	300		222B	
開設計					16,642	18	4,760			
拡張	自動車道 (改良)		天草市	本渡大江線	1,573	1	1,200	○	21	
拡張	自動車道 (改良)		天草市	荅北天草線	2,227	1	500		87	
拡張	自動車道 (改良)		天草市	魚貫崎線	500	1	43		112A	
拡張	自動車道 (改良)		天草市	六郎次線	1,805	1	142		113A	
拡張	自動車道 (改良)		天草市	草積線	1,719	1	32	○	116A	橋梁改良に伴う追加
拡張	自動車道 (改良)		天草市	ヤイラギ線	1,000	1	87		114A	
拡張	自動車道 (改良)		天草市	仁田山線	1,000	1	200	○	122A	
拡張	自動車道 (改良)		天草市	狸山線	1,127	1	200		128A	
拡張	自動車道 (改良)		天草市	合ヶ迫集り線	400	1	100		129A	
拡張	自動車道 (改良)		天草市	根引山線	2,186	1	100	○	133A	
拡張	自動車道 (改良)		天草市	柱岳線	1,000	1	200		134A	
拡張	自動車道 (改良)		天草市	権現平線	1,400	1	250		202A	
拡張(改良) 計					15,937	12	3,054			

開設/ 拡張	種類	区分	市町村	路線名	延長及び箇所数		利用 区域 面積	前半 5カ年の 計画	路線 コード	備 考
					延長	箇所数				
拡張	自動車道（舗装）		天草市	西河内線	4,637	1	400		109A	
拡張	自動車道（舗装）		天草市	ヤイラギ線	810	1	87		114A	
拡張	自動車道（舗装）		天草市	菅水道1号線	600	1	60		115A	
拡張	自動車道（舗装）		天草市	柱岳線	3,200	1	200		134A	
拡張	自動車道（舗装）		天草市	今田線	6,412	1	500	○	138A	
拡張	自動車道（舗装）		天草市	赤城山線	3,391	1	200		201A	
拡張	自動車道（舗装）		天草市	大林線	3,000	1	200		206A	
拡張	自動車道（舗装）		天草市	恵美須崎線	2,396	1	200		214A	
拡張（舗装）計					24,446	8	1,847			
			天草市 計		57,025	38	9,661			
拡張	自動車道（改良）		苓北町	苓北天草線	472	1	971		87	
拡張（改良）計					472	1	971			
拡張	自動車道（舗装）		苓北町	中村仁田尻線	238	1	11		102A	
拡張	自動車道（舗装）		苓北町	千保線	3,453	1	98		105A	
拡張	自動車道（舗装）		苓北町	年平線	2,203	1	39		106A	
拡張	自動車道（舗装）		苓北町	鶴の尾線	2,195	1	40		107A	
拡張	自動車道（舗装）		苓北町	金井の森線	2,693	1	48		203A	
拡張	自動車道（舗装）		苓北町	萱の木線	4,746	1	151		206A	
拡張（舗装）計					15,528	6	13,837			
			苓北町 計		16,000	7	14,808			
天草地域 計					83,850	50	15,068			
総計					83,850	50	15,068			

注) 計画期間内に開設、拡張計画がある路線のみを掲載。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積（表Ⅱ-17）

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の 計画面積	
総数（実面積）	7,969	7,761	
水源涵養のための保安林	5,045	4,941	水源かん養保安林
災害防備のための保安林	2,458	2,354	土砂流出防備、土砂崩壊防備、 防風、落石防止、防火保安林等
保健、風致の保存等のための保安林	1,160	1,160	保健保安林等

注) 1 水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的、災害防備のための保安林とは、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備などの第2号から第7号までの目的、保健、風致の保存等のための保安林とは、第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。

2 2以上の目的を達成するために兼種指定される保安林があるため、種類別面積の合計と総数（実面積）は、必ずしも一致しない。

②計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
(表Ⅱ-18)

指定 解除 の別	種 類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	
		市 町 村	区域	ha	前半5ヵ年 の計画面積		
指定	総数(実面積)			459	251		
	水源涵養の ための保安 林	上 天 草 市			30	16	森林の持つ洪水調整機能と 洪水緩和機能により、下流一 帯の洪水の防止及び水資源の 確保に資するため
		天 草 市			182	100	
		苓 北 町			17	9	
		計			229	125	
	災害防備の ための保安 林	上 天 草 市			131	72	森林の持つ土砂流出防備機能 により、林地の保全及び下流 一帯の保安維持に資するため
		天 草 市			26	14	
		苓 北 町			73	40	
		計			230	126	
	保健、風致 の保存等の ための保安 林	上 天 草 市			0	0	生活環境保全・形成及び森林 レクリエーションの場の提供 等、県民生活の向上に資する ため
		天 草 市			0	0	
		苓 北 町			0	0	
		計			0	0	
解除	総数(実面積)			0	0		
	水源涵養の ための保安 林	上 天 草 市			0	0	
		天 草 市			0	0	
		苓 北 町			0	0	
		計			0	0	
	災害防備の ための保安 林	上 天 草 市			0	0	
		天 草 市			0	0	
		苓 北 町			0	0	
		計			0	0	
	保健、風致 の保存等の ための保安 林	上 天 草 市			0	0	
		天 草 市			0	0	
		苓 北 町			0	0	
		計			0	0	

注1 2以上の目的を達成するために兼種指定されるまたは指定されている保安林があるため、種類別面積の合計と総数(実面積)は、必ずしも一致しない。

2 「解除を必要とする理由」欄は、次の区分による。

- ① 指定の理由の消滅(受益の対象の消滅)
- ② 指定の理由の消滅(自然現象等により保安林が破壊され、かつ、森林への復旧が著しく困難)
- ③ 指定の理由の消滅(保安林の機能に代替する施設等の設置)
- ④ 指定の理由の消滅(森林施業を制限しなくても受益対象を害するおそれがない)
- ⑤ 指定の理由の消滅(錯誤指定)
- ⑥ 公益上の理由

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積（表Ⅱ－19）

単位 面積：ha

種 類	指 定 施 業 要 件 の 整 備 区 分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植 栽 の 変更面積
水源涵養のための 保安林			219	219	219
災害防備のための 保安林			348	348	348
保健、風致の保存 等のための保安林			44	44	44

（２）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
〔該当なし〕

(3) 実施すべき治山事業の数量 (表Ⅱ-20)

表Ⅱ-20 治山事業の数量

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市 町 村	区 域	前半5ヵ年 計画地区数			
総 数		160	117		
上 天 草 市	大矢野町中	7	7	山腹工、森林整備	
	大矢野町登立	2	2	山腹工、森林整備	
	大矢野町維和	1	1	山腹工、森林整備	
	大矢野町上	3	3	山腹工、森林整備	
	松島町阿村	1	1	山腹工	
	松島町合津	3	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	松島町今泉	5	5	山腹工、森林整備	
	松島町教良木	2	2	森林整備、山腹工	
	松島町内野河内	2	1	溪間工、森林整備	
	姫戸町二間戸	5	5	溪間工、山腹工、森林整備	
	姫戸町姫浦	4	4	溪間工、森林整備	
	龍ヶ岳町大道	3	2	溪間工、森林整備	
	龍ヶ岳町樋島	1	1	溪間工、山腹工	
	龍ヶ岳町高戸	1	0	溪間工	
	小 計		40	35	
天 草 市	栢宇土町	3	2	溪間工、山腹工、森林整備	
	楠浦町	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	宮地岳町	2	1	溪間工、山腹工	
	志柿町	2	2	溪間工、森林整備	
	本町	5	3	溪間工、森林整備、山腹工	
	本渡町本渡	6	5	溪間工、山腹工	
	牛深町	5	5	山腹工	
	魚貫町	3	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	二浦町	3	3	山腹工、森林整備	
	久玉町	7	7	溪間工、山腹工	
	深海町	2	2	溪間工	
	亀場町	2	2	山腹工、森林整備	
	佐伊津町	1	1	山腹工	
	有明町楠甫	2	1	山腹工、森林整備	
	有明町大浦	2	0	山腹工、森林整備	
	有明町赤崎	1	0	山腹工	
	有明町上津浦	1	0	森林整備	
	御所浦町御所浦	5	5	溪間工、山腹工	
	御所浦町牧島	2	1	山腹工	
	御所浦町横浦	1	0	山腹工	
	倉岳町浦	2	1	溪間工、森林整備	
	倉岳町棚底	1	0	森林整備	
	倉岳町宮田	1	0	溪間工	

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行地区数	前半5カ年計画地区数	主な工種	備考
市 町 村	区 域				
天 草 市	栖本町湯船原	1	0	森林整備	
	栖本町河内	1	0	森林整備	
	栖本町打田	1	0	溪間工	
	栖本町古江	1	1	溪間工	
	新和町大宮地	1	0	溪間工、山腹工	
	新和町小宮地	1	1	溪間工、山腹工	
	新和町大多尾	1	0	溪間工、山腹工	
	新和町中田	1	0	溪間工	
	新和町碓石	1	0	溪間工、山腹工	
	五和町手野	1	1	森林整備	
	五和町御領	2	1	溪間工、山腹工	
	五和町城河原	2	1	森林整備	
	天草町大江	1	1	溪間工、山腹工	
	天草町高浜南	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	天草町下田北	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	河浦町宮野河内	2	1	溪間工、山腹工	
	河浦町崎津	2	2	溪間工、山腹工、森林整備	
	河浦町今富	2	1	溪間工、森林整備	
	河浦町今田	2	1	溪間工、森林整備	
	河浦町新合	1	1	溪間工、森林整備	
	河浦町河浦	4	3	溪間工、山腹工	
	河浦町白木河内	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	河浦町立原	2	1	溪間工、森林整備	
	河浦町久留	1	0	溪間工	
河浦町路木	2	1	溪間工		
	小 計	100	65		
苓 北 町	都呂々	9	8	溪間工、山腹工、森林整備	
	坂瀬川	2	1	森林整備	
	志岐	5	5	溪間工、山腹工、森林整備	
	上津深江	1	0	森林整備	
	年柄	2	2	溪間工、山腹工	
	富岡	1	1	森林整備	
	小 計	20	17		
天草地域計		160	117		

- 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期
〔該当なし〕

第7 その他必要な事項

- 1 保安林その他制限林の施業方法
〔表Ⅱ-21のとおり〕

表Ⅱ-21 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
水源かん養保安林	上天草市	26, 31~34, 73, 80, 82, 93	390	1 伐採種 (1) 林況が粗悪な森林並びに伐採方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐(その程度が特に著しいと認められるものにあつては禁伐)とする。 (2) その他の森林にあっては、伐採種を定めない。 2 伐期齢 主伐は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の立木について行う。ただし、樹種又は林相を改良するために必要と認められる場合は、この限りではない。 3 面積等 (1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採ができる1箇所当たりの面積の限度は、省令で定めるところにより、その保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ、当該指定施業要件を定める者が指定する面積の範囲内とする。 (2) 伐採年度ごとに択伐による伐採ができる立木の材積は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 (3) 間伐について伐採年度ごとに伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠の疎密度が10分の8を下まわっても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算してからおおむね5年後において、樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。	植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地については、以下により植栽すること。 (植栽方法) 満1年以上の苗を、おおむね1ha当たり指定施業要件の植栽本数以上の割合で均等に分布するよう植栽するものとする。 (植栽の期間) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 (植栽の樹種) 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として、指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。
	天草市	14~16, 28~31, 46~52, 207, 208, 214~217, 311, 327, 329~331, 333, 336, 337, 428, 446, 455, 462, 464, 465, 490, 508, 514, 516~518, 523, 534, 541~550, 575, 583, 592, 593, 603, 838, 842, 844, 847, 902~906, 909, 913~916	3,801		
	苓北町	2, 3, 6, 7, 9, 15, 16, 20~22, 24, 26, 34, 37~40, 43	625		
	計		4,816		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
土砂流出防備保安林	上天草市	5~11, 18~21, 23~26, 28, 30, 32, 35, 36, 41, 44, 45, 47, 48, 50, 51, 55~57, 61~74, 76~82, 86, 89, 93, 94, 96, 100	668	1 伐採種 (1) 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 (2) 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 (3) その他の森林にあつては、択伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	天草市	8, 25, 33, 34, 37, 41, 53, 56, 61, 62, 68, 69, 73~75, 78, 88, 93, 94, 101, 203, 207, 214, 220, 223, 225, 227~231, 237~240, 303, 314, 316, 337, 345, 346, 348, 350, 357, 407, 409~411, 433, 442, 443, 448, 454, 459, 463, 466, 501, 502, 504, 506, 512, 513, 522~525, 529, 531, 555~557, 560, 564, 567, 579, 582~585, 593, 595, 610, 612, 712, 713, 722, 728, 735, 751, 801, 807, 810, 811, 813, 815, 816, 819, 820, 824, 826, 827, 831, 833, 838, 843, 851, 857~860, 864, 865, 867~869, 873, 877, 878, 902, 903, 905~910, 913, 915, 916, 959, 961, 962, 964, 965	1,257		
	苓北町	6, 8, 12~14, 19, 20, 21, 24, 33, 34, 38, 41, 42, 43	138		
	計		2,063		
土砂崩壊防備保安林	上天草市	1, 5, 6, 18, 72, 79, 80, 98	10	1 伐採種 (1) 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 (2) その他の森林にあつては、択伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	天草市	15, 17, 340, 355, 358, 409, 441, 444, 447, 452, 457, 462, 463, 467, 557, 572, 591, 594, 851, 874, 878, 907, 951, 952, 963	9		
	苓北町	7	1		
	計		110		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
防風保安林	苓北町	23	1	1 伐採種 (1) 伐採の幅が狭小な森林(その幅がおおむね20m未満のもの)、その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐(その程度が特に著しいと認められるもの(林帯については、その幅がおおむね10m未満のもの)にあつては、禁伐)とする。 (2) その他の森林にあつては、伐採種を定めない。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	計		1		
飛砂防備保安林	天草市	342	2	1 伐採種 (1) 林況が粗悪な森林及び伐採すれば、その伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 (2) その地表が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 (3) その他の森林にあつては、択伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	計		2		
潮害防備保安林	上天草市	59	1	1 伐採種 (1) 林況が粗悪な森林及び伐採すれば、その伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 (2) その他の森林にあつては、択伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	天草市	233,870	1		
	苓北町	32	5		
	計		7		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
落石防止保安林	上天草市	57,70	5	1 伐採種 (1) 緩傾斜地の森林、その他落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあっては、択伐とする。 (2) その他の森林にあっては、禁伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	天草市	466,512	16		
	計		21		
防火保安林	天草市	829,830,831	3	1 伐採種 禁伐とする。	水源かん養保安林に同じ。
	計		3		
魚つき保安林	上天草市	1,5,12,52,54,64	21	1 伐採種 禁伐とする。	水源かん養保安林に同じ。
	天草市	221,342~345,355~362,447~451,453,454,457~459,501,513,519	254		
	苓北町	31,32	31		
	計		306		
航行目標保安林	天草市	343,344	1	1 伐採種 (1) 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。 (2) その他の森林にあっては、択伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	計		1		
保健保安林	上天草市	26,80,82,93	214	1 伐採種 (1) 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。 (2) 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものには、伐採種を定めない。 (3) その他の森林にあっては、択伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	天草市	329,476,477,544,545,547,902~906,909,913~916	479		
	苓北町	32	5		
	計		698		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
国立公園第Ⅰ種特別地域	上天草市	4, 5, 12, 15, 25, 26, 82	131	1 伐採種 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り次により単木択伐を行うことができる。 (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上加えて決定する。 (2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。	天草市天草町下田南の一部(妙見浦地区)については、「雲仙天草国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」による。
	天草市	318, 320~322, 359, 449, 450, 801, 810	88		
	計		219		
国立公園第Ⅱ種特別地域	上天草市	1~21, 23~27, 46, 47, 50, 64, 71~74, 77~84, 88~95, 97~101	2, 292	1 伐採種 (1) 原則として択伐によるものとする。択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以下とし、薪炭林においては60%以下とする。 (2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く。)は、原則として単木択伐によるものとする。 (3) 風致の維持に支障のない限り、皆伐によることができる。その場合の伐区は、次のとおりとする。 ① 1伐区の面積は、2ha以内とする。 ② 伐区は、更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。	
	天草市	315, 316, 318, 320~322, 342~345, 354~363, 401~410, 414~417, 419, 420, 433~440, 447~450, 453, 454, 457, 458, 476, 477, 483~487, 493, 501, 502, 512~515, 517~523, 564, 569, 570, 588~591, 595, 597, 598, 603, 608~612, 706, 710, 728, 801, 802, 810~812, 902~906, 908, 909, 913~916, 952~959, 961~965	4, 302		
	苓北町	31, 32	77		
	計		6, 671		
国立公園第Ⅲ種特別地域	上天草市	5, 11, 26, 27, 70~82, 85~96, 98, 99, 100	1, 080	1 伐採種 全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けない。	
	天草市	329, 347, 349, 401, 402, 404, 406~415, 418~421, 424, 431~433, 435, 436, 438, 440, 445~448, 450, 451, 454~460, 469~472, 474, 475, 564, 567~571, 577, 580, 588, 590~594, 596~608, 610, 612, 710, 729~735, 737, 746~752, 863~865, 867, 871, 876, 879, 916, 951, 952, 954~956	3, 355		
	苓北町	31, 32	30		
	計		4, 465		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
県立自然公園第1種特別地域	上天草市	54, 58, 60	6	1 伐採種 単木択伐法によるものとする。 伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の10%以下とする。 2 伐期齢 標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上とする。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りではない。	
	計		6		
県立自然公園第2種特別地域	上天草市	52, 54, 58	39	1 伐採種等 択伐又は皆伐とする。 (1) 択伐の場合、森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては、当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の60%以下とする。 公園事業に係る施設及び集団施設地区の周辺において行われる場合は、単木択伐法によるものとする。 (2) 皆伐の場合、1伐区の面積は2ha以内とする。ただし、当該伐採後に、当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区の面積で除した値が10分の3を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りではない。 当該伐区が皆伐法による伐採が行われた後、更新して、5年を経過していない伐区に隣接していないこととする。 利用施設等の周辺において行われるものではないこととする。 2 伐期齢 標準伐期齢に見合う年齢以上とする。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りではない。	
	計		39		

県立自然公園第3種特別地域	上天草市	60	7	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けない。
	計		7	

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
県自然環境保全地域特別地区	天草市	57,58	19	1 伐採種 択伐によるものとする。 なお、択伐率は、現在蓄積の30%以下とする。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐(一伐区の面積2ha以内、伐区は努めて分散させる。)を行うことができる。	
	計		19		
鳥獣保護区特別保護地区	天草市	329	1	伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐(その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐)とし、その他の森林にあつては、伐採種は定めない。 本計画の初年度以降5年間に皆伐できる面積の限度は、特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とする。	
	計		1		
都市計画法による風致地区	天草市	329,349,476,547,842	18	皆伐については、伐採後の成林が確実であると認められるものであり、かつ、伐採区域の面積が1haを超えないこと。	立木竹の伐採その他都市の風致の維持に支障を及ぼすおそれのある行為は、あらかじめ熊本市長の許可を受けなければならない。
	計		18		

(附) 參考資料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位：ha、%

区分	区域面積①	森林面積			森林比率 ②/①×100	
		総数②	国有林	民有林		
天草計画区	上天草市	12,667	7,487	251	7,236	59
	天草市	68,382	46,217	891	45,326	68
	苓北町	6,758	4,125	14	4,111	61
	天草地域計	87,807	57,829	1,156	56,851	66
白川・菊池川計画区	265,760	124,807	10,870	113,937	47	
緑川計画区	119,093	68,544	14,017	54,527	58	
球磨川計画区	268,258	208,253	37,522	170,731	78	
県計	740,918	459,433	63,565	396,046	62	

資料：区域面積は、令和6年(2024年)熊本県統計年鑑
 国有林面積は、熊本県林業統計要覧(令和5年度(2023年度)版)
 民有林面積は、熊本県民有林資源調査書(R8.4.1現在)
 注) 数値合計は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

(2) 地況

(ア) 気候、(イ) 地勢、(ウ) 地質、土壤等 前述のとおり

(3) 土地利用の現況

下段：面積(単位：ha)、上段：構成比(単位：%)

区分	総数	森林	農用地		その他		
			うち田	うち畑	うち宅地		
天草計画区	(100.0)	(59.1)	(20.7)	(6.0)	(14.7)	(20.2)	(4.8)
	12,667	7,487	2,617	755	1,862	2,563	614
	(100.0)	(67.6)	(15.0)	(5.9)	(9.1)	(17.4)	(2.5)
	68,382	46,217	10,244	4,013	6,231	11,921	1,687
天草地域計	(100.0)	(61.0)	(16.5)	(5.5)	(11.0)	(22.5)	(3.2)
	6,758	4,125	1,112	371	741	1,521	219
天草地域計	(100.0)	(65.9)	(15.9)	(5.9)	(10.1)	(18.2)	(2.9)
87,807	57,829	13,973	5,139	8,834	16,005	2,520	
白川・菊池川計画区	(100.0)	(46.9)	(23.3)	(12.9)	(10.4)	(29.8)	(7.7)
265,760	124,621	61,831	34,212	27,619	79,308	20,402	
緑川計画区	(100.0)	(57.7)	(19.6)	(10.1)	(9.5)	(22.7)	(3.9)
119,093	68,697	23,379	12,006	11,373	27,017	4,595	
球磨川計画区	(100.0)	(77.6)	(9.8)	(6.5)	(3.2)	(12.7)	(2.4)
268,258	208,075	26,170	17,509	8,661	34,013	6,509	
県計	(100.0)	(62.0)	(16.9)	(9.3)	(7.6)	(21.1)	(4.6)
740,918	459,222	125,353	68,866	56,487	156,341	34,025	

資料：総数、農用地、その他のうち宅地面積は、統計年鑑市町村別土地利用(令和3年)、森林面積は資料1の(1)と同じ、その他は総数から森林及び農用地を減じた数値である。

注) 地域別計と関係市町村の数値合計は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

(4) 産業別生産額

下段:生産額(単位:百万円)、上段:構成比(単位:%)

区 分	第 1 次 産 業				第2次産業 ②	第3次産業 ③	計 ④=①+②+③	関税、消費税(控除)等 ⑤	市町村内総生産 ④+⑤	
	農 業	林 業	水産業	小計 ①						
天 草 計 画 区	上天草市	(1.8) 1,164	(0.3) 186	(4.1) 2,697	(6.2) 4,047	(16.2) 10,619	(76.3) 50,042	(98.6) 64,709	(1.4) 891	(100.0) 65,600
	天草市	(2.3) 4,770	(0.6) 1,151	(2.5) 5,114	(5.3) 11,035	(12.6) 26,299	(80.7) 168,276	(98.6) 205,610	(1.4) 2,831	(100.0) 208,441
	苓北町	(2.4) 606	(0.4) 104	(0.5) 113	(3.3) 823	(10.7) 2,659	(84.7) 21,109	(98.6) 24,592	(1.4) 338	(100.0) 24,930
	天草地域計	(2.2) 6,540	(0.5) 1,441	(2.7) 7,924	(5.3) 15,905	(13.2) 39,578	(80.1) 239,428	(98.6) 294,911	(1.4) 4,060	(100.0) 298,971
白川・菊池川計画区	(2.0) 92,619	(0.1) 3,553	(0.1) 6,855	(2.2) 103,026	(29.2) 1,370,278	(67.2) 3,151,038	(98.6) 4,624,342	(0.5) 22,550	(100.0) 4,688,001	
緑川計画区	(3.5) 24,223	(0.2) 1,537	(0.3) 2,054	(4.0) 27,814	(36.4) 254,391	(58.3) 407,872	(98.6) 690,077	(0.5) 3,631	(100.0) 699,577	
球磨川計画区	(3.9) 34,299	(0.5) 4,569	(0.0) 299	(4.5) 39,167	(29.2) 256,203	(65.0) 571,205	(98.6) 866,575	(0.5) 4,537	(100.0) 878,504	
県 計	(2.4) 157,680	(0.2) 11,100	(0.3) 17,132	(2.8) 185,911	(29.3) 1,920,450	(66.6) 4,369,543	(98.6) 6,475,905	(0.5) 34,778	(100.0) 6,565,053	

資料:令和4年度(2022年度)市町村民所得推計報告書(熊本県統計協会)

注)計又は総計と各内訳の数値合計は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

一部市町村の「水産業(※)」計数は秘匿情報であり、「林業」に合算して計上しており、本表の計数とは一致しない。

(5) 産業別就業者数

単位:人

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第2次産業	第3次産業	分類不能の産業	
		計	農 業	林 業	水産業				
天 草 計 画 区	上天草市	11,244 12,147	1,340 1,558	707 828	12 18	621 712	2,319 2,526	7,507 7,954	78 109
	天草市	35,076 37,456	4,294 5,064	2,630 3,061	127 171	1,537 1,832	5,832 6,290	24,815 26,079	135 23
	苓北町	3,219 3,564	483 583	397 470	8 13	78 100	602 652	2,089 2,319	45 10
	天草地域計	49,539 53,167	6,117 7,205	3,734 4,359	147 202	2,236 2,644	8,753 9,468	34,411 36,352	258 142
白川・菊池川計画区	559,588 558,129	36,250 39,780	34,482 37,752	868 934	900 1,094	115,223 113,159	393,930 387,648	14,185 17,542	
緑川計画区	88,245 92,953	11,672 13,490	11,100 12,720	244 281	328 489	19,775 20,620	55,601 58,438	1,197 405	
球磨川計画区	121,887 130,008	17,729 19,526	16,259 17,897	1,139 1,186	331 443	26,214 28,344	76,909 80,805	1,035 1,333	
県 計	819,259 834,257	71,768 80,001	65,575 72,728	2,398 2,603	3,795 4,670	169,965 171,591	560,851 563,243	16,675 19,422	

資料:令和2年国勢調査(上段の数字)、平成27年国勢調査(下段の数字)

2 森林の現況

(1) 齢級別林種樹種別森林資源構成表

単位 面積:ha 蓄積(竹林):m(束)

林種	人工林													
	スギ		ヒノキ		マツ		クヌギ		その他針葉樹		その他広葉樹		計	
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
1	0.10		0.81								0.53		1.44	
2	4.53		3.71				1.46	61			1.37	19	11.07	80
3	0.38	16	0.92	66	0.06	3	1.31	92			8.49	552	11.16	729
4	2.67	188	7.98	683	5.56	429	0.30	32			25.16	2,215	41.67	3,547
5	14.40	1,706	53.73	8,489	11.89	1,178	9.06	1,287	0.21	31	38.97	3,944	128.26	16,635
6	18.40	2,934	46.77	8,422	10.44	1,371	11.47	1,744	0.25	32	8.67	1,039	96.00	15,542
7	63.90	13,941	281.92	66,390	2.87	402	5.51	882	0.13	22	7.39	980	361.72	82,617
8	126.83	33,145	481.19	133,459	1.44	289	40.29	6,462	0.12	32	6.97	1,091	656.84	174,478
9	220.90	69,730	813.23	270,282	0.63	125	79.93	13,349			2.49	412	1,117.18	353,898
10	415.30	147,306	2,329.15	862,623	0.03	5	37.71	6,509					2,782.19	1,016,443
11	564.41	215,489	3,943.28	1,568,770	16.90	3,162	3.32	578			0.23	36	4,528.14	1,788,035
12	810.18	328,772	3,691.39	1,556,432	29.61	5,509	3.60	663			0.49	73	4,535.27	1,891,449
13	1,028.71	436,548	2,277.52	1,002,000	155.87	34,552	9.98	1,930					3,472.08	1,475,030
14	1,189.96	527,979	1,491.61	685,391	109.36	21,607	0.29	45					2,791.22	1,235,022
15	658.67	301,510	487.93	231,064	34.70	8,085							1,181.30	540,659
16	357.18	168,053	118.54	57,971	7.43	1,140							483.15	227,164
17	213.12	98,529	71.57	33,528	0.86	193					0.10	18	285.65	132,268
18	118.95	55,267	45.71	21,950									164.66	77,217
19	100.13	47,085	41.97	21,075									142.10	68,160
20上	183.95	86,758	77.62	38,975	1.14	106							262.71	125,839
合計	6,092.67	2,534,956	16,266.55	6,567,570	388.79	78,156	204.23	33,634	0.71	117	100.86	10,379	23,053.81	9,224,812

林種	天然林												人天合計	
	マツ		クヌギ		広葉樹		その他針葉樹		その他広葉樹		計		合計	
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
1					0.02						0.02		1.46	
2													11.07	80
3	0.05	2			23.92	1,145					23.97	1,147	35.13	1,876
4					14.86	1,004			0.01	1	14.87	1,005	56.54	4,552
5					62.74	5,883					62.74	5,883	191.00	22,518
6	0.21	25	5.27	819	29.11	3,167					34.59	4,011	130.59	19,553
7					19.98	2,433					19.98	2,433	381.70	85,050
8	0.14	22	3.73	569	140.23	17,725					144.10	18,316	800.94	192,794
9	6.96	1,327	0.16	23	606.50	88,513			0.09	13	613.71	89,876	1,730.89	443,774
10	6.83	1,273	0.73	122	1,197.09	175,109					1,204.65	176,504	3,986.84	1,192,947
11	29.59	4,449	0.52	80	1,609.08	227,893					1,639.19	232,422	6,167.33	2,020,457
12	157.18	28,034	2.81	398	3,142.69	465,616			0.13	20	3,302.81	494,068	7,838.08	2,385,517
13	369.34	67,659	7.22	1,157	6,099.64	921,727			0.91	149	6,477.11	990,692	9,949.19	2,465,722
14	427.94	81,926	4.41	679	8,625.29	1,345,517			0.27	46	9,057.91	1,428,168	11,849.13	2,663,190
15	183.35	35,948	0.03	5	5,852.85	923,259					6,036.23	959,212	7,217.53	1,499,871
16	25.39	4,899			2,693.70	430,419					2,719.09	435,318	3,202.24	662,482
17	3.99	752			872.71	143,577					876.70	144,329	1,162.35	276,597
18	0.53	93			298.01	48,941					298.54	49,034	463.20	126,251
19	0.31	29			84.16	13,520					84.47	13,549	226.57	81,709
20上					56.79	9,777					56.79	9,777	319.50	135,616
合計	1,211.81	226,438	24.88	3,852	31,429.37	4,825,225			1.41	229	32,667.47	5,055,744	55,721.28	14,280,556

伐採跡地		未立木地		更新困難地		竹林		特殊林		その他計		総合計	
面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積(束)	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
17.34		328.39		87.19		362.87	372,085	156.48		952.27		56,673.55	14,280,556

(2) 普制別樹種別齡級別森林資源構成表

単位 面積:ha 蓄積・生長量:m³

普制別	伐採種	人天別	針広別	樹種	1齡級			2齡級			3齡級		
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量
普通林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ				4.53			0.38	16	2
				ヒノキ				1.02			0.92	66	8
				マツ									
				その他									
				計				5.55			1.30	82	10
		広葉樹	0.53			1.06	36	6	6.74	451	16		
		針広計	0.53			6.61	36	6	8.04	533	26		
	天然林	針葉樹	針葉樹										
			クヌギ										
			広葉樹							23.92	1145	117	
			その他										
			計							23.92	1145	117	
	針広計							23.92	1145	117			
	普通林計					0.53			6.61	36	6	31.96	1678
制限林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	0.10								
				ヒノキ	0.81			2.69					
				マツ									
				その他									
				計	0.91			2.69					
		広葉樹				1.77	44	9	3.03	191	14		
		針広計	0.91			4.46	44	9	3.03	191	14		
	天然林	針葉樹	針葉樹							0.02	1		
			クヌギ										
			広葉樹	0.02									
			その他										
			計	0.02									
	針広計	0.02							0.02	1			
	制限林皆伐計					0.93			4.46	44	9	3.05	192
非皆伐	人工林	針葉樹	スギ										
			ヒノキ										
			マツ							0.06	3		
			その他										
			計							0.06	3		
	広葉樹							0.03	2				
	針広計							0.09	5				
天然林	針葉樹	針葉樹							0.03	1			
		クヌギ											
		広葉樹											
その他													
計													
針広計								0.03	1				
制限林非皆伐計											0.12	6	
制限林計					0.93			4.46	44	9	3.17	198	14
総計	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	0.10			4.53			0.38	16	2
				ヒノキ	0.81			3.71			0.92	66	8
				マツ							0.06	3	
				その他									
				計	0.91			8.24			1.36	85	10
		広葉樹	0.53			2.83	80	15	9.80	644	30		
		針広計	1.44			11.07	80	15	11.16	729	40		
	天然林	針葉樹	針葉樹							0.05	2		
			クヌギ										
			広葉樹	0.02						23.92	1145	117	
			その他										
			計	0.02						23.92	1145	117	
			針広計	0.02						23.97	1147	117	
			合計	1.46			11.07	80	15	35.13	1876	157	

(2) 普制別樹種別齡級別森

単位 面積:ha 蓄積・生長量:m³

普制別	伐採種	人天別	針広別	樹種	4齡級			5齡級			6齡級		
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量
普通林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	2.52	179	21	12.34	1,458	115	13.95	2,189	146
				ヒノキ	6.98	570	51	17.83	2,849	192	25.61	4,543	262
				マツ	1.97	155	11	1.97	211	8	2.78	325	13
				その他				0.21	31	2	0.25	32	1
				計	11.47	904	83	32.35	4,549	317	42.59	7,089	422
		広葉樹	14.92	1,416	42	34.30	3,904	82	12.17	1,740	27		
		針広計	26.39	2,320	125	66.65	8,453	399	54.76	8,829	449		
	天然林	針葉樹	針葉樹						0.21	25			
			クスギ										
			広葉樹	11.62	804	52	43.31	3,898	167	15.59	1,682	42	
			その他	0.01	1								
		計	11.63	805	52	43.31	3,898	167	15.59	1,682	42		
		針広計	11.63	805	52	43.31	3,898	167	15.80	1,707	42		
		普通林計	38.02	3,125	177	109.96	12,351	566	70.56	10,536	491		
制限林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	0.15	9	1	2.06	248	19	4.45	745	47
				ヒノキ	1.00	113	9	34.93	5,528	383	20.40	3,732	210
				マツ	1.24	89	6	9.92	967	49	7.66	1,046	39
				その他									
				計	2.39	211	16	46.91	6,743	451	32.51	5,523	296
		広葉樹	5.01	398	14	10.70	1,009	35	6.02	790	11		
		針広計	7.40	609	30	57.61	7,752	486	38.53	6,313	307		
	天然林	針葉樹	針葉樹										
			クスギ										
			広葉樹	3.11	190	13	12.43	1,333	50	13.05	1,438	34	
			その他										
		計	3.11	190	13	12.43	1,333	50	13.05	1,438	34		
		針広計	3.11	190	13	12.43	1,333	50	13.05	1,438	34		
		制限林皆伐計	10.51	799	43	70.04	9,085	536	51.58	7,751	341		
非皆伐	人工林	針葉樹	スギ										
			ヒノキ				0.97	112	9	0.76	147	7	
			マツ	2.35	185	12							
			その他										
			計	2.35	185	12	0.97	112	9	0.76	147	7	
	広葉樹	5.53	433	18	3.03	318	9	1.95	253	6			
	針広計	7.88	618	30	4.00	430	18	2.71	400	13			
天然林	針葉樹	針葉樹											
		クスギ							5.27	819	10		
		広葉樹	0.13	10		7.00	652	26	0.47	47	1		
		その他											
	計	0.13	10		7.00	652	26	5.74	866	11			
針広計	0.13	10		7.00	652	26	5.74	866	11				
制限林非皆伐計	8.01	628	30	11.00	1,082	44	8.45	1,266	24				
制限林計	18.52	1,427	73	81.04	10,167	580	60.03	9,017	365				
総計	人工林	針葉樹	スギ	2.67	188	22	14.40	1,706	134	18.40	2,934	193	
			ヒノキ	7.98	683	60	53.73	8,489	584	46.77	8,422	479	
			マツ	5.56	429	29	11.89	1,178	57	10.44	1,371	52	
			その他				0.21	31	2	0.25	32	1	
			計	16.21	1,300	111	80.23	11,404	777	75.86	12,759	725	
		広葉樹	25.46	2,247	74	48.03	5,231	126	20.14	2,783	44		
		針広計	41.67	3,547	185	128.26	16,635	903	96.00	15,542	769		
	天然林	針葉樹	針葉樹							0.21	25		
			クスギ							5.27	819	10	
			広葉樹	14.86	1,004	65	62.74	5,883	243	29.11	3,167	77	
			その他	0.01	1								
		計	14.87	1,005	65	62.74	5,883	243	34.38	3,986	87		
		針広計	14.87	1,005	65	62.74	5,883	243	34.59	4,011	87		
		合計	56.54	4,552	250	191.00	22,518	1,146	130.59	19,553	856		

(2) 普制別樹種別齡級別森

単位 面積:ha 蓄積・生長量:m³

普制別	伐採種	人天別	針広別	樹種	7齡級			8齡級			9齡級			
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	
普通林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	53.72	11,667	607	113.29	29,674	1,133	194.49	61,171	1,454	
				ヒノキ	224.48	52,688	2,237	370.39	101,222	3,071	643.45	213,380	3,868	
				マツ	0.51	85	2	1.44	289	6	0.57	109	2	
				その他	0.13	22	1	0.12	32	1				
		計	278.84	64,462	2,847	485.24	131,217	4,211	838.51	274,660	5,324			
		広葉樹	8.60	1,298	8	14.31	2,347	4	39.78	6,804	29			
		針広計	287.44	65,760	2,855	499.55	133,564	4,215	878.29	281,464	5,353			
		天然林	皆伐	針葉樹	針葉樹				0.04	7		5.59	1,079	9
	クヌギ						0.89	151		0.16	23			
	広葉樹	10.05			1,207	17	120.69	15,076	191	400.29	57,062	318		
	その他									0.09	13			
	計	10.05	1,207	17	121.58	15,227	191	400.54	57,098	318				
	針広計	10.05	1,207	17	121.62	15,234	191	406.13	58,177	327				
	普通林計	297.49	66,967	2,872	621.17	148,798	4,406	1,284.42	339,641	5,680				
	制限林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	8.92	1,967	103	7.42	1,986	74	20.93	6,763	155
					ヒノキ	53.79	12,875	537	97.24	28,474	801	134.87	45,567	831
マツ					0.07	12					0.06	16		
その他														
計			62.78	14,854	640	104.66	30,460	875	155.86	52,346	986			
広葉樹			1.82	279	2	29.35	4,695	22	5.62	952	2			
針広計			64.60	15,133	642	134.01	35,155	897	161.48	53,298	988			
天然林			皆伐	針葉樹	針葉樹						1.37	248	2	
クヌギ							0.08	14						
広葉樹		5.60			714	9	10.82	1,413	16	59.36	8,960	40		
その他														
計		5.60	714	9	10.90	1,427	16	59.36	8,960	40				
針広計		5.60	714	9	10.90	1,427	16	60.73	9,208	42				
制限林皆伐計		70.20	15,847	651	144.91	36,582	913	222.21	62,506	1,030				
非皆伐		人工林	針葉樹	スギ	1.26	307	14	6.12	1,485	67	5.48	1,796	39	
				ヒノキ	3.65	827	40	13.56	3,763	105	34.91	11,335	208	
	マツ			2.29	305	9								
	その他													
	計	7.20	1,439	63	19.68	5,248	172	40.39	13,131	247				
	広葉樹	2.48	285	7	3.60	511	1	37.02	6,005	34				
	針広計	9.68	1,724	70	23.28	5,759	173	77.41	19,136	281				
	天然林	皆伐	針葉樹	針葉樹				0.10	15					
クヌギ						2.76	404	1						
広葉樹	4.33			512	7	8.72	1,236	12	146.85	22,491	126			
その他														
計	4.33	512	7	11.48	1,640	13	146.85	22,491	126					
針広計	4.33	512	7	11.58	1,655	13	146.85	22,491	126					
制限林非皆伐計	14.01	2,236	77	34.86	7,414	186	224.26	41,627	407					
制限林計	84.21	18,083	728	179.77	43,996	1,099	446.47	104,133	1,437					
総計	人工林	針葉樹	スギ	63.90	13,941	724	126.83	33,145	1,274	220.90	69,730	1,648		
			ヒノキ	281.92	66,390	2,814	481.19	133,459	3,977	813.23	270,282	4,907		
			マツ	2.87	402	11	1.44	289	6	0.63	125	2		
			その他	0.13	22	1	0.12	32	1					
		計	348.82	80,755	3,550	609.58	166,925	5,258	1,034.76	340,137	6,557			
		広葉樹	12.90	1,862	17	47.26	7,553	27	82.42	13,761	65			
		針広計	361.72	82,617	3,567	656.84	174,478	5,285	1,117.18	353,898	6,622			
		天然林	皆伐	針葉樹	針葉樹				0.14	22		6.96	1,327	11
	クヌギ						3.73	569	1	0.16	23			
	広葉樹	19.98			2,433	33	140.23	17,725	219	606.50	88,513	484		
	その他									0.09	13			
	計	19.98	2,433	33	143.96	18,294	220	606.75	88,549	484				
	針広計	19.98	2,433	33	144.10	18,316	220	613.71	89,876	495				
	合計	381.70	85,050	3,600	800.94	192,794	5,505	1,730.89	443,774	7,117				

(2) 普制別樹種別齡級別森

単位 面積:ha 蓄積・生長量:m³

普制別	伐採種	人天別	針広別	樹種	10齡級			11齡級			12齡級			
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	
普通林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	333.97	118,201	1,957	470.29	179,345	1,957	676.42	274,600	2,211	
				ヒノキ	1,836.55	679,946	9,605	3,178.57	1,263,444	14,216	2,922.62	1,233,254	9,867	
				マツ	0.03	5		14.58	2,826	14	14.15	2,560	10	
				その他										
				計	2,170.55	798,152	11,562	3,663.44	1,445,615	16,187	3,613.19	1,510,414	12,088	
			広葉樹	26.24	4,507	16	2.33	388	1	2.88	507	2		
		針広計	2,196.79	802,659	11,578	3,665.77	1,446,003	16,188	3,616.07	1,510,921	12,090			
		天然林	針葉樹	針葉樹	4.93	903	4	19.34	3,163	4	96.51	17,511	24	
				クスギ	0.35	54		0.49	75		2.30	316		
				広葉樹	803.03	116,323	409	1,248.94	176,745	546	2,249.70	330,493	896	
				その他							0.13	20		
				計	803.38	116,377	409	1,249.43	176,820	546	2,252.13	330,829	896	
			針広計	808.31	117,280	413	1,268.77	179,983	550	2,348.64	348,340	920		
		普通林計					3,005.10	919,939	11,991	4,934.54	1,625,986	16,738	5,964.71	1,859,261
制限林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	54.62	19,550	297	60.48	23,239	251	88.25	35,694	266	
				ヒノキ	294.08	108,324	1,571	529.24	211,129	2,433	538.08	226,241	1,892	
				マツ				2.07	300	2	6.03	1,231	5	
				その他										
				計	348.70	127,874	1,868	591.79	234,668	2,686	632.36	263,166	2,163	
			広葉樹	5.86	1,039	4	0.03	5		1.21	229	1		
		針広計	354.56	128,913	1,872	591.82	234,673	2,686	633.57	263,395	2,164			
		天然林	針葉樹	針葉樹	1.90	370	1	3.61	553		18.18	3,262	7	
				クスギ	0.38	68								
				広葉樹	207.14	30,866	110	226.61	31,921	86	453.60	68,125	163	
				その他										
				計	207.52	30,934	110	226.61	31,921	86	453.60	68,125	163	
			針広計	209.42	31,304	111	230.22	32,474	86	471.78	71,387	170		
		制限林皆伐計					563.98	160,217	1,983	822.04	267,147	2,772	1,105.35	334,782
制限林	非皆伐	人工林	針葉樹	スギ	26.71	9,555	151	33.64	12,905	128	45.51	18,478	140	
				ヒノキ	198.52	74,353	1,018	235.47	94,197	1,025	230.69	96,937	777	
				マツ				0.25	36		9.43	1,718	6	
				その他										
				計	225.23	83,908	1,169	269.36	107,138	1,153	285.63	117,133	923	
			広葉樹	5.61	963	5	1.19	221	1					
		針広計	230.84	84,871	1,174	270.55	107,359	1,154	285.63	117,133	923			
		天然林	針葉樹	針葉樹				6.64	733		42.49	7,261	12	
				クスギ				0.03	5		0.51	82		
				広葉樹	186.92	27,920	113	133.53	19,227	38	439.39	66,998	206	
				その他										
				計	186.92	27,920	113	133.56	19,232	38	439.90	67,080	206	
			針広計	186.92	27,920	113	140.20	19,965	38	482.39	74,341	218		
		制限林非皆伐計					417.76	112,791	1,287	410.75	127,324	1,192	768.02	191,474
制限林計					981.74	273,008	3,270	1,232.79	394,471	3,964	1,873.37	526,256	3,475	
総計		人工林	針葉樹	スギ	415.30	147,306	2,405	564.41	215,489	2,336	810.18	328,772	2,617	
				ヒノキ	2,329.15	862,623	12,194	3,943.28	1,568,770	17,674	3,691.39	1,556,432	12,536	
				マツ	0.03	5		16.90	3,162	16	29.61	5,509	21	
				その他										
				計	2,744.48	1,009,934	14,599	4,524.59	1,787,421	20,026	4,531.18	1,890,713	15,174	
			広葉樹	37.71	6,509	25	3.55	614	2	4.09	736	3		
		針広計	2,782.19	1,016,443	14,624	4,528.14	1,788,035	20,028	4,535.27	1,891,449	15,177			
		天然林	針葉樹	針葉樹	6.83	1,273	5	29.59	4,449	4	157.18	28,034	43	
				クスギ	0.73	122		0.52	80		2.81	398		
				広葉樹	1,197.09	175,109	632	1,609.08	227,893	670	3,142.69	465,616	1,265	
				その他							0.13	20		
				計	1,197.82	175,231	632	1,609.60	227,973	670	3,145.63	466,034	1,265	
			針広計	1,204.65	176,504	637	1,639.19	232,422	674	3,302.81	494,068	1,308		
		合計					3,986.84	1,192,947	15,261	6,167.33	2,020,457	20,702	7,838.08	2,385,517

(2) 普制別樹種別齡級別森

単位 面積:ha 蓄積・生長量:m³

普制別	伐採種	人天別	針広別	樹種	13齡級			14齡級			15齡級		
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量
普通林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	836.12	354,545	2,695	987.46	437,773	2,452	554.75	253,690	1,115
				ヒノキ	1,776.42	781,286	6,430	1,206.92	554,960	2,904	396.52	187,863	964
				マツ	70.23	15,716	60	53.50	9,722	27	13.33	3,101	10
				その他									
				計	2,682.77	1,151,547	9,185	2,247.88	1,002,455	5,383	964.60	444,654	2,089
			広葉樹	9.80	1,901	7	0.22	33					
		針広計	2,692.57	1,153,448	9,192	2,248.10	1,002,488	5,383	964.60	444,654	2,089		
		針葉樹	187.09	35,132	65	200.06	38,411	43	76.50	14,830	12		
		天然林	クヌギ	3.74	597		3.31	521		0.03	5		
				広葉樹	4,345.67	648,439	1,441	6,014.82	928,418	2,256	3,989.38	618,466	1,063
				その他	0.14	23		0.21	36				
				計	4,349.55	649,059	1,441	6,018.34	928,975	2,256	3,989.41	618,471	1,063
		針広計	4,536.64	684,191	1,506	6,218.40	967,386	2,299	4,065.91	633,301	1,075		
		普通林計	7,229.21	1,837,639	10,698	8,466.50	1,969,874	7,682	5,030.51	1,077,955	3,164		
		制限林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	128.38	54,608	400	135.15	60,166	325	72.22
ヒノキ	325.38					143,182	1,190	178.07	81,260	432	51.99	24,670	126
マツ	56.75					12,594	43	34.40	7,482	18	9.65	2,358	5
その他													
計	510.51					210,384	1,633	347.62	148,908	775	133.86	60,232	277
広葉樹													
針広計	510.51			210,384	1,633	347.62	148,908	775	133.86	60,232	277		
針葉樹	40.10			7,404	9	63.48	12,029	18	23.68	4,544	3		
天然林	クヌギ			0.09	14								
				広葉樹	883.59	136,730	317	1,303.35	208,378	501	844.01	137,360	194
				その他				0.06	10				
				計	883.68	136,744	317	1,303.41	208,388	501	844.01	137,360	194
針広計	923.78			144,148	326	1,366.89	220,417	519	867.69	141,904	197		
制限林皆伐計	1,434.29			354,532	1,959	1,714.51	369,325	1,294	1,001.55	202,136	474		
非皆伐	皆伐			人工林	針葉樹	スギ	64.21	27,395	187	67.35	30,040	146	31.70
		ヒノキ	175.72			77,532	635	106.62	49,171	262	39.42	18,531	96
		マツ	28.89			6,242	21	21.46	4,403	8	11.72	2,626	8
		その他											
		計	268.82			111,169	843	195.43	83,614	416	82.84	35,773	154
		広葉樹	0.18		29		0.07	12					
		針広計	269.00	111,198	843	195.50	83,626	416	82.84	35,773	154		
		針葉樹	142.15	25,123	63	164.40	31,486	45	83.17	16,574	31		
		天然林	クヌギ	3.39	546		1.10	158					
				広葉樹	870.38	136,558	349	1,307.12	208,721	520	1,019.46	167,433	327
				その他	0.77	126							
				計	874.54	137,230	349	1,308.22	208,879	520	1,019.46	167,433	327
		針広計	1,016.69	162,353	412	1,472.62	240,365	565	1,102.63	184,007	358		
		制限林非皆伐計	1,285.69	273,551	1,255	1,668.12	323,991	981	1,185.47	219,780	512		
		制限林計	2,719.98	628,083	3,214	3,382.63	693,316	2,275	2,187.02	421,916	986		
総計	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	1,028.71	436,548	3,282	1,189.96	527,979	2,923	658.67	301,510	1,311
				ヒノキ	2,277.52	1,002,000	8,255	1,491.61	685,391	3,598	487.93	231,064	1,186
				マツ	155.87	34,552	124	109.36	21,607	53	34.70	8,085	23
				その他									
				計	3,462.10	1,473,100	11,661	2,790.93	1,234,977	6,574	1,181.30	540,659	2,520
			広葉樹	9.98	1,930	7	0.29	45					
		針広計	3,472.08	1,475,030	11,668	2,791.22	1,235,022	6,574	1,181.30	540,659	2,520		
		針葉樹	369.34	67,659	137	427.94	81,926	106	183.35	35,948	46		
		天然林	クヌギ	7.22	1,157		4.41	679		0.03	5		
				広葉樹	6,099.64	921,727	2,107	8,625.29	1,345,517	3,277	5,852.85	923,259	1,584
				その他	0.91	149		0.27	46				
				計	6,107.77	923,033	2,107	8,629.97	1,346,242	3,277	5,852.88	923,264	1,584
		針広計	6,477.11	990,692	2,244	9,057.91	1,428,168	3,383	6,036.23	959,212	1,630		
		合計	9,949.19	2,465,722	13,912	11,849.13	2,663,190	9,957	7,217.53	1,499,871	4,150		

(2) 普制別樹種別齡級別森

単位 面積:ha 蓄積・生長量:m³

普制別	伐採種	人天別	針広別	樹種	16齡級			17齡級			18齡級		
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量
普通林	皆	人工	針葉樹	スギ	301.45	141,540	611	181.56	83,566	168	99.48	45,793	87
				ヒノキ	98.02	48,068	137	53.22	25,391	59	40.18	19,104	c
				マツ	2.15	287		0.47	106				
				その他									
				計	401.62	189,895	748	235.25	109,063	227	139.66	64,897	87
				広葉樹				0.01	2				
	伐	天然	針葉樹	針広計	401.62	189,895	748	235.26	109,065	227	139.66	64,897	87
				針葉樹	8.16	1,558		2.14	426		0.14	13	
				クスギ									
				広葉樹	1,763.12	276,642	245	602.70	97,099	102	223.73	36,129	25
				その他									
				計	1,763.12	276,642	245	602.70	97,099	102	223.73	36,129	25
	普通林計	針広計	1,771.28	278,200	245	604.84	97,525	102	223.87	36,142	25		
		普通林計	2,172.90	468,095	993	840.10	206,590	329	363.53	101,039	112		
制限林	皆	人工	針葉樹	スギ	40.49	19,227	73	23.94	11,314	22	14.66	7,097	16
				ヒノキ	12.44	6,089	17	4.35	1,972	5	3.83	1,968	6
				マツ	2.82	397		0.39	87				
				その他									
				計	55.75	25,713	90	28.68	13,373	27	18.49	9,065	22
				広葉樹									
	伐	天然	針葉樹	針広計	55.75	25,713	90	28.68	13,373	27	18.49	9,065	22
				針葉樹	2.63	517	1	0.52	55				
				クスギ									
				広葉樹	499.25	81,283	72	117.20	20,260	16	33.94	5,813	4
				その他									
				計	499.25	81,283	72	117.20	20,260	16	33.94	5,813	4
	制限林皆伐計	針広計	501.88	81,800	73	117.72	20,315	16	33.94	5,813	4		
		制限林皆伐計	557.63	107,513	163	146.40	33,688	43	52.43	14,878	26		
非皆伐	人工	針葉樹	スギ	15.24	7,286	25	7.62	3,649	4	4.81	2,377	2	
			ヒノキ	8.08	3,814	12	14.00	6,165	26	1.70	878	2	
			マツ	2.46	456	1							
			その他										
			計	25.78	11,556	38	21.62	9,814	30	6.51	3,255	4	
			広葉樹				0.09	16					
伐	天然	針葉樹	針広計	25.78	11,556	38	21.71	9,830	30	6.51	3,255	4	
			針葉樹	14.60	2,824	3	1.33	271		0.39	80		
			クスギ										
			広葉樹	431.33	72,494	86	152.81	26,218	41	40.34	6,999	7	
			その他										
			計	431.33	72,494	86	152.81	26,218	41	40.34	6,999	7	
制限林非皆伐計	針広計	445.93	75,318	89	154.14	26,489	41	40.73	7,079	7			
	制限林非皆伐計	471.71	86,874	127	175.85	36,319	71	47.24	10,334	11			
制限林計					1,029.34	194,387	290	322.25	70,007	114	99.67	25,212	37
総計	人工	針葉樹	スギ	357.18	168,053	709	213.12	98,529	194	118.95	55,267	105	
			ヒノキ	118.54	57,971	166	71.57	33,528	90	45.71	21,950	8	
			マツ	7.43	1,140	1	0.86	193					
			その他										
			計	483.15	227,164	876	285.55	132,250	284	164.66	77,217	113	
			広葉樹				0.10	18					
	天然	針葉樹	針広計	483.15	227,164	876	285.65	132,268	284	164.66	77,217	113	
			針葉樹	25.39	4,899	4	3.99	752		0.53	93		
			クスギ										
			広葉樹	2,693.70	430,419	403	872.71	143,577	159	298.01	48,941	36	
			その他										
			計	2,693.70	430,419	403	872.71	143,577	159	298.01	48,941	36	
	合計	針広計	2,719.09	435,318	407	876.70	144,329	159	298.54	49,034	36		
		合計	3,202.24	662,482	1,283	1,162.35	276,597	443	463.20	126,251	149		

(2) 普制別樹種別齡級別森

単位 面積:ha 蓄積・生長量:m³

普制別	伐採種	人天別	針広別	樹種	19齡級			20齡級以上			人工林・天然林合計 (立木地)		
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量
普通林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	88.31	41,287	77	155.51	72,523	41	5,080.54	2,109,217	16,849
				ヒノキ	34.74	17,419	21	63.25	31,562	32	12,897.69	5,217,615	53,924
				マツ				1.14	106		178.82	35,603	163
				その他							0.71	117	5
				計	123.05	58,706	98	219.90	104,191	73	18,157.76	7,362,552	70,941
			広葉樹							173.89	25,334	240	
		針広計	123.05	58,706	98	219.90	104,191	73	18,331.65	7,387,886	71,181		
		針葉樹	0.31	29					601.02	113,087	161		
		天然林	広葉樹	クスギ						11.27	1,742		
				広葉樹	62.15	9,880	2	46.84	7,949	8	21,975.55	3,327,457	7,897
				その他							0.58	93	
				計	62.15	9,880	2	46.84	7,949	8	21,987.40	3,329,292	7,897
			針広計	62.46	9,909	2	46.84	7,949	8	22,588.42	3,442,379	8,058	
		普通林計	185.51	68,615	100	266.74	112,140	81	40,920.07	10,830,265	79,239		
制限林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	6.19	3,021	3	19.61	9,871	2	688.02	288,709	2,200
				ヒノキ	6.97	3,518	4	10.59	5,558	7	2,300.75	910,200	10,454
				マツ							131.06	26,579	167
				その他									
				計	13.16	6,539	7	30.20	15,429	9	3,119.83	1,225,488	12,821
			広葉樹							70.42	9,631	114	
		針広計	13.16	6,539	7	30.20	15,429	9	3,190.25	1,235,119	12,935		
		針葉樹							155.49	28,983	41		
		天然林	広葉樹	クスギ						0.55	96		
				広葉樹	13.89	2,304		5.32	1,005	1	4,692.29	738,093	1,626
				その他							0.06	10	
				計	13.89	2,304		5.32	1,005	1	4,692.90	738,199	1,626
			針広計	13.89	2,304		5.32	1,005	1	4,848.39	767,182	1,667	
		制限林皆伐計	27.05	8,843	7	35.52	16,434	10	8,038.64	2,002,301	14,602		
制限林	非皆伐	人工林	針葉樹	スギ	5.63	2,777	3	8.83	4,364		324.11	137,030	956
				ヒノキ	0.26	138		3.78	1,855	2	1,068.11	439,755	4,224
				マツ							78.91	15,974	65
				その他									
				計	5.89	2,915	3	12.61	6,219	2	1,471.13	592,759	5,245
			広葉樹							60.78	9,048	81	
		針広計	5.89	2,915	3	12.61	6,219	2	1,531.91	601,807	5,326		
		針葉樹							455.30	84,368	154		
		天然林	広葉樹	クスギ						13.06	2,014	11	
				広葉樹	8.12	1,336		4.63	823		4,761.53	759,675	1,859
				その他							0.77	126	
				計	8.12	1,336		4.63	823		4,775.36	761,815	1,870
			針広計	8.12	1,336		4.63	823		5,230.66	846,183	2,024	
		制限林非皆伐計	14.01	4,251	3	17.24	7,042	2	6,762.57	1,447,990	7,350		
制限林計	41.06	13,094	10	52.76	23,476	12	14,801.21	3,450,291	21,952				
総計	人工林	針葉樹	スギ	100.13	47,085	83	183.95	86,758	43	6,092.67	2,534,956	20,005	
			ヒノキ	41.97	21,075	25	77.62	38,975	41	16,266.55	6,567,570	68,602	
			マツ				1.14	106		388.79	78,156	395	
			その他							0.71	117	5	
			計	142.10	68,160	108	262.71	125,839	84	22,748.72	9,180,799	89,007	
		広葉樹							305.09	44,013	435		
		針広計	142.10	68,160	108	262.71	125,839	84	23,053.81	9,224,812	89,442		
		針葉樹	0.31	29					1,211.81	226,438	356		
		天然林	広葉樹	クスギ						24.88	3,852	11	
				広葉樹	84.16	13,520	2	56.79	9,777	9	31,429.37	4,825,225	11,382
				その他							1.41	229	
				計	84.16	13,520	2	56.79	9,777	9	31,455.66	4,829,306	11,393
			針広計	84.47	13,549	2	56.79	9,777	9	32,667.47	5,055,744	11,749	
		合計	226.57	81,709	110	319.50	135,616	93	55,721.28	14,280,556	101,191		

単位 面積:ha 蓄積(竹林):m³(束)

普 制 別	伐 採 種	無立木地		更 新 困 難 地	竹 林			特殊林	民有林 面積計
		伐採跡地	未立木地		種類	面積	蓄積	面積	
普 通 林	皆 伐	9.79	222.86	27.67	モウソウチク マタケ ハチク コサンチク その他	196.36 71.02 8.41 7.99 5.71	233,124 56,402 5,029 3,964 1,140	89.31	
		計	9.79	222.86	27.67		289.49	299,659	89.31
制 限 林	皆 伐	7.49	64.83	24.68	モウソウチク マタケ ハチク コサンチク その他	43.84 4.56 3.70 0.27 0.77	52,160 3,648 2,220 135 154	40.38	
		計	7.49	64.83	24.68		53.14	58,317	40.38
林	非 皆 伐	0.06	40.70	34.84	モウソウチク マタケ ハチク コサンチク その他	4.97 7.28 0.44 1.83 5.72	5,964 5,824 264 915 1,142	26.79	
		計	0.06	40.70	34.84		20.24	14,109	26.79
制限 林計		7.55	105.53	59.52		73.38	72,426	67.17	15,114.36
総 計					モウソウチク マタケ ハチク コサンチク その他	245.17 82.86 12.55 10.09 12.20	291,248 65,874 7,513 5,014 2,436		
総合計		17.34	328.39	87.19		362.87	372,085	156.48	56,673.55

(3)市町村別森林資源表

単位 面積:ha 蓄積(竹林):m³(束)

区 分	総 数		立 木 地			
			合 計			
	面積	材積	計		針葉樹	
			面積	材積	面積	材積
総 数	56,673.55	14,280,556	55,721.28	14,280,556	23,960.53	9,407,237
上天草市	7,236.45	1,467,595	7,123.81	1,467,595	2,309.66	689,323
天草市	45,325.91	11,735,576	44,577.66	11,735,576	19,682.63	7,946,287
苓北町	4,111.19	1,077,385	4,019.81	1,077,385	1,968.24	771,627
天草地域計	56,673.55	14,280,556	55,721.28	14,280,556	23,960.53	9,407,237

区 分	合 計		立 木 地			
			人 工 林			
	面積	材積	計		針葉樹	
			面積	材積	面積	材積
総 数	31,760.75	4,873,319	23,053.81	9,224,812	22,748.72	9,180,799
上天草市	4,814.15	778,272	1,410.43	516,359	1,333.81	505,559
天草市	24,895.03	3,789,289	19,665.23	7,935,519	19,465.61	7,906,291
苓北町	2,051.57	305,758	1,978.15	772,934	1,949.30	768,949
天草地域計	31,760.75	4,873,319	23,053.81	9,224,812	22,748.72	9,180,799

区 分	人 工 林		立 木 地					
			天 然 林					
	面積	材積	計		針葉樹		広葉樹	
			面積	材積	面積	材積	面積	材積
総 数	305.09	44,013	32,667.47	5,055,744	1,211.81	226,438	31,455.66	4,829,306
上天草市	76.62	10,800	5,713.38	951,236	975.85	183,764	4,737.53	767,472
天草市	199.62	29,228	24,912.43	3,800,057	217.02	39,996	24,695.41	3,760,061
苓北町	28.85	3,985	2,041.66	304,451	18.94	2,678	2,022.72	301,773
天草地域計	305.09	44,013	32,667.47	5,055,744	1,211.81	226,438	31,455.66	4,829,306

区 分	竹 林		無 立 木 地			更新困難地	その他
			計	伐採跡地	未立木地		
	面積	材積	面積	面積	面積	面積	
総 数	362.87	372,085	345.73	17.34	328.39	87.19	156.48
上天草市	23.13	(20,546)	55.10	0.00	55.10	15.43	18.98
天草市	308.93	(326,258)	260.51	17.34	243.17	71.64	107.17
苓北町	30.81	(25,281)	30.12		30.12	0.12	30.33
天草地域計	362.87	(372,085)	345.73	17.34	328.39	87.19	156.48

(4)所有区分別林種別施業方法別面積蓄積表

単位 面積:ha 蓄積:m³

所有形態		人 工 林							
		育 成 単 層 林						育 成 複 層 林	
		針 葉 樹		広 葉 樹		針 広 計		針 葉 樹	
		面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
私有林	個人有林	16,087.39	6,589,048	133.20	20,041	16,220.59	6,609,089	284.83	118,957
	共有林	708.98	290,966	12.52	1,729	721.50	292,695	16.11	6,805
	会社有林	304.05	123,635	10.13	1,424	314.18	125,059	0.88	375
	団体有林	44.55	18,567			44.55	18,567		
	社寺有林	58.73	23,837			58.73	23,837	1.63	633
	組合有林	288.70	120,551	4.68	802	293.38	121,353	16.66	7,625
	集落有林	202.22	86,617	2.80	267	205.02	86,884		
	計	17,694.62	7,253,221	163.33	24,263	17,857.95	7,277,484	320.11	134,395
県有林	純県有林	339.56	135,374	3.15	511	342.71	135,885	0.02	8
	県行造林	227.81	88,632	5.55	948	233.36	89,580		
	県立学校林	12.06	5,628			12.06	5,628		
		計	579.43	229,634	8.70	1,459	588.13	231,093	0.02
市町村有林	市町村有林	1,748.05	702,517	74.14	11,334	1,822.19	713,851	2.66	1,114
	市町村学校有林	7.90	3,614			7.90	3,614		
		計	1,755.95	706,131	74.14	11,334	1,830.09	717,465	2.66
財産区有林	640.16	255,902	13.86	2,486	654.02	258,388	33.12	14,936	
公社造林	1,609.53	549,526			1,609.53	549,526			
公団造林	73.40	20,501			73.40	20,501			
その他	39.62	15,390	2.33	271	41.95	15,661	0.10	41	
	合計	22,392.71	9,030,305	262.36	39,813	22,655.07	9,070,118	356.01	150,494

所有形態		天 然 林							
		育 成 単 層 林						育 成 複 層 林	
		針 葉 樹		広 葉 樹		針 広 計		針 葉 樹	
		面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
私有林	個人有林	8.91	1,814	425.40	69,468	434.31	71,282		
	共有林	0.36	63	28.35	4,731	28.71	4,794		
	会社有林	0.06	11	21.20	3,503	21.26	3,514		
	団体有林			5.70	950	5.70	950		
	社寺有林			3.36	558	3.36	558		
	組合有林			8.07	1,367	8.07	1,367		
	集落有林	0.10	19	2.03	344	2.13	363		
	計	9.43	1,907	494.11	80,921	503.54	82,828		
県有林	純県有林			24.86	4,543	24.86	4,543		
	県行造林			0.83	141	0.83	141		
	県立学校林								
		計			25.69	4,684	25.69	4,684	
市町村有林	市町村有林	1.94	404	53.37	8,638	55.31	9,042		
	市町村学校有林								
		計	1.94	404	53.37	8,638	55.31	9,042	
財産区有林			21.95	3,441	21.95	3,441			
公社造林			0.77	119	0.77	119			
公団造林									
その他			0.70	109	0.70	109			
	合計	11.37	2,311	596.59	97,912	607.96	100,223		

單位 面積:ha 蓄積:m³

人 工 林									
育 成 複 層 林				人 工 林 計					
広 葉 樹		針 広 計		針 葉 樹		広 葉 樹		針 広 計	
面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
34.73	3,364	319.56	122,321	16,372.22	6,708,005	167.93	23,405	16,540.15	6,731,410
1.77	180	17.88	6,985	725.09	297,771	14.29	1,909	739.38	299,680
0.11	12	0.99	387	304.93	124,010	10.24	1,436	315.17	125,446
				44.55	18,567			44.55	18,567
0.18	18	1.81	651	60.36	24,470	0.19	18	60.54	24,488
2.03	215	18.69	7,840	305.36	128,176	6.71	1,017	312.07	129,193
				202.22	86,617	2.80	267	205.02	86,884
38.82	3,789	358.93	138,184	18,014.73	7,387,616	202.15	28,052	18,216.88	7,415,668
		0.02	8	339.58	135,382	3.15	511	342.73	135,893
				227.81	88,632	5.55	948	233.36	89,580
				12.06	5,628			12.06	5,628
		0.02	8	579.45	229,642	8.70	1,459	588.15	231,101
0.22	21	2.88	1,135	1,750.71	703,631	74.36	11,355	1,825.07	714,986
				7.90	3,614			7.90	3,614
0.22	21	2.88	1,135	1,758.61	707,245	74.36	11,355	1,832.97	718,600
3.68	389	36.80	15,325	673.28	270,838	17.54	2,875	690.82	273,713
				1,609.53	549,526			1,609.53	549,526
				73.40	20,501			73.40	20,501
0.01	1	0.11	42	39.72	15,431	2.34	272	42.06	15,703
42.73	4,200	398.74	154,694	22,748.72	9,180,799	305.09	44,013	23,053.81	9,224,812

天 然 林									
育 成 複 層 林				天 然 生 林					
広 葉 樹		針 広 計		針 葉 樹		広 葉 樹		針 広 計	
面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
6.47	1,073	6.47	1,073	940.80	176,116	24,566.62	3,762,379	25,507.42	3,938,495
0.28	50	0.28	50	101.52	18,745	1,557.97	239,573	1,659.49	258,318
0.01	1	0.01	1	69.60	12,891	695.38	106,794	764.98	119,685
				1.02	194	74.53	11,620	75.55	11,814
0.15	28	0.15	28	4.62	787	120.64	18,547	125.26	19,334
1.95	366	1.95	366	14.99	2,849	102.92	15,622	117.91	18,471
				9.92	1,701	127.81	19,336	137.73	21,037
8.86	1,518	8.86	1,518	1,142.47	213,283	27,245.87	4,173,871	28,388.34	4,387,154
				6.29	1,226	112.52	19,940	118.81	21,166
						42.34	7,931	42.34	7,931
						2.14	312	2.14	312
				6.29	1,226	157.00	28,183	163.29	29,409
0.07	7	0.07	7	41.86	7,827	2,162.81	332,152	2,204.67	339,979
						0.21	35	0.21	35
0.07	7	0.07	7	41.86	7,827	2,163.02	332,187	2,204.88	340,014
				3.42	583	1,115.07	170,458	1,118.49	171,041
						102.89	15,559	102.89	15,559
						7.17	818	7.17	818
				6.40	1,208	59.12	8,793	65.52	10,001
8.93	1,525	8.93	1,525	1,200.44	224,127	30,850.14	4,729,869	32,050.58	4,953,996

単位 面積:ha 蓄積:m³

所有形態		天 然 林						人工林天然林計	
		天 然 林 計							
		針 葉 樹		広 葉 樹		針 広 計		針 葉 樹	
		面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
私有林	個人有林	949.71	177,930	24,998.49	3,832,920	25,948.20	4,010,850	17,321.93	6,885,935
	共有林	101.88	18,808	1,586.60	244,354	1,688.48	263,162	826.97	316,579
	会社有林	69.66	12,902	716.59	110,298	786.25	123,200	374.59	136,912
	団体有林	1.02	194	80.23	12,570	81.25	12,764	45.57	18,761
	社寺有林	4.62	787	124.15	19,133	128.77	19,920	64.98	25,257
	組合有林	14.99	2,849	112.94	17,355	127.93	20,204	320.35	131,025
	集落有林	10.02	1,720	129.84	19,680	139.86	21,400	212.24	88,337
	計	1,151.90	215,190	27,748.84	4,256,310	28,900.74	4,471,500	19,166.63	7,602,806
県有林	純県有林	6.29	1,226	137.38	24,483	143.67	25,709	345.87	136,608
	県行造林			43.17	8,072	43.17	8,072	227.81	88,632
	県立学校林			2.14	312	2.14	312	12.06	5,628
		計	6.29	1,226	182.69	32,867	188.98	34,093	585.74
市町村有林	市町村有林	43.80	8,231	2,216.25	340,797	2,260.05	349,028	1,794.51	711,862
	市町村学校有林			0.21	35	0.21	35	7.90	3,614
		計	43.80	8,231	2,216.46	340,832	2,260.26	349,063	1,802.41
財産区有林		3.42	583	1,137.02	173,899	1,140.44	174,482	676.70	271,421
公社造林				103.66	15,678	103.66	15,678	1,609.53	549,526
公団造林				7.17	818	7.17	818	73.40	20,501
その他		6.40	1,208	59.82	8,902	66.22	10,110	46.12	16,639
合計		1,211.81	226,438	31,455.66	4,829,306	32,667.47	5,055,744	23,960.53	9,407,237

單位 面積:ha 蓄積(竹林):m³(束)

人工林天然林計				無立木地		更 新 困 難 地	竹 林		特殊林	總 合 計
広 葉 樹		針 広 計		伐 採 跡 地	未 立 木 地		面 積	蓄 積(束)		
面 積	蓄 積	面 積	蓄 積							
25,166.42	3,856,325	42,488.35	10,742,260	4.67	180.36	28.38	341.74	351,350	115.40	43,158.90
1,600.89	246,263	2,427.86	562,842	0.41	5.38	4.26	10.61	10,589	11.69	2,460.21
726.83	111,734	1,101.42	248,646	4.71	52.49	1.62	1.61	1,704	12.79	1,174.64
80.23	12,570	125.80	31,331			0.18	0.05	52		126.03
124.33	19,151	189.31	44,408		0.21	1.63	1.58	1,776		192.73
119.65	18,372	440.00	149,397		2.06	0.07	0.33	200		442.46
132.64	19,947	344.88	108,284		2.02		0.30	360	0.80	348.00
27,950.99	4,284,362	47,117.62	11,887,168	9.79	242.52	36.14	356.22	366,031	140.68	47,902.97
140.53	24,994	486.40	161,602	0.06	4.61	21.99	0.45	536	0.24	513.75
48.72	9,020	276.53	97,652		2.04	8.01				286.58
2.14	312	14.20	5,940							14.20
191.39	34,326	777.13	265,194	0.06	6.65	30.00	0.45	536	0.24	814.53
2,290.61	352,152	4,085.12	1,064,014	7.49	58.17	17.48	4.52	4,402	10.79	4,183.57
0.21	35	8.11	3,649							8.11
2,290.82	352,187	4,093.23	1,067,663	7.49	58.17	17.48	4.52	4,402	10.79	4,191.68
1,154.56	176,774	1,831.26	448,195		18.10	1.76	1.09	676	4.42	1,856.63
103.66	15,678	1,713.19	565,204		2.07	0.27	0.32	160		1,715.85
7.17	818	80.57	21,319		0.30					80.87
62.16	9,174	108.28	25,813		0.58	1.54	0.27	280	0.35	111.02
31,760.75	4,873,319	55,721.28	14,280,556	17.34	328.39	87.19	362.87	372,085	156.48	56,673.55

(5) 制限林の種類別面積

単位:ha

区 分	保 安 林								
	水 源 かん養 保安林	土砂流出 防 備 保安林	土砂崩壊 防 備 保安林	防 風 保安林	潮害防備 保安林	干害防備 保安林	落石防止 保安林	防 火 保安林	保 健 保安林
総 数	0	0	0	0	0	0	0	0	693
	4,816	2,063	110	1	7	0	21	3	160
	4,816	2,063	110	1	7	0	21	3	853
上 天 草 市	390	668	10						214
	390	668	10	0	1	0	5	0	214
天 草 市	3,801	1,257	99						479
	3,801	1,257	99	0	1	0	16	3	155
苓 北 町	625	138	1	1	5				5
	625	138	1	1	5	0	0	0	5

注:保安林計、総合計の欄については、上段が重複指定面積、中段が実面積、下段が延べ面積。(資料:森林保全課)

区 分	保 安 林		自 然 公 園							
	そ の 他 保安林	保安林計	国 立 公 園					国 定 公 園		
			特 別 保護地区	第 1 種 特別地域	第 2 種 特別地域	第 3 種 特別地域	計	特 別 保護地区	第 1 種 特別地域	
総 数	0	693	0	0	0	0	0	0	0	0
	308	7,489	0	219	6,671	4,465	11,355	0	0	0
	308	8,182	0	219	6,671	4,465	11,355	0	0	0
上 天 草 市	21	1,095		131	2,292	1,080	3,503			
	21	1,309		131	2,292	1,080	3,503			
天 草 市	256	5,588		88	4,302	3,355	7,745			
	256	6,067		88	4,302	3,355	7,745			
苓 北 町	31	806			77	30	107			
	31	806			77	30	107			

区 分	自 然 公 園								
	国 定 公 園			県 立 公 園					自然公園計
	第 2 種 特別地域	第 3 種 特別地域	計	特 別 保護地区	第 1 種 特別地域	第 2 種 特別地域	第 3 種 特別地域	計	
総 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	6	39	7	52	11,407
	0	0	0	0	6	39	7	52	11,407
上 天 草 市					6	39	7	52	3,555
			0		6	39	7	52	3,555
天 草 市									7,745
			0					0	7,745
苓 北 町									107
			0					0	107

区 分	そ の 他 制 限 林							総 合 計
	保安施設 地 区	砂 防 指 定 地	都市計画 法による 風致地区	自然環境保全法に よる県自然環境保 全地域の特別地区	急傾斜地 崩壊危険 区 域	その他	そ の 他 制限林計	
総 数	0	0	0	0	0	0	0	693
	0	32	18	19	0	0	40	18,936
	0	32	18	19	0	0	69	19,658
上 天 草 市								214
							0	4,650
天 草 市								479
		32	18	19			40	13,373
苓 北 町								0
		32	18	19			69	13,881
苓 北 町								0
							0	913

(6) 樹種別材積表

単位:m3

樹種 林種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	広葉樹等	その他 針葉樹	その他 広葉樹	計
	総数	2,534,956	6,567,570	304,594	37,486	4,825,225	117	10,608
人工林	2,534,956	6,567,570	78,156	33,634	-	117	10,379	9,224,812
天然林	-	-	226,438	3,852	4,825,225	-	229	5,055,744

資料:熊本県森林整備課

(7) 荒廃地等の面積

単位:ha

区分	荒廃林地				海岸 砂地	せき悪 林地	備考
	総数	崩壊地	地すべ り地	崩壊 危険地			
総数	993.68	6.98	100.30	1,052.75	-	-	
上天草市	210.23	0.07	-	245.31	-	-	
天草市	679.31	5.72	90.40	685.57	-	-	
苓北町	104.14	1.19	9.90	121.87	-	-	

資料:熊本県森林保全課

(8) 森林の被害

単位 面積:ha

種類 年度	気象災害			病虫害			獣害			林野火災		
	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
総数	0.03	0.00	0.00	57.10	110.00	181.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.08	0.00
上天草市				54.20	106.00	178.00					0.00	
天草市	0.03			0.70	3.00	2.00					0.08	
苓北町				2.20	1.00	1.00						

注1 火災、スギカミキリ、松くい虫、シカ等被害の顕著なものにつき、過去3カ年分を記載

2 被害面積は実損面積

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別経営体数

区 分		総数	保 有 山 林 規 模 (ha)										
			保有山林なし	1~3 未満	3~ 5	5~ 10	10~ 20	20~ 30	30~ 50	50~ 100	100~ 500	500~ 1000	1000 以上
天 草 計 画 区	上天草市	1	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
	天草市	55	-	1	9	14	13	3	6	4	3	1	1
	苓北町	15	-	-	3	5	2	-	2	1	1	1	-
	総 数	71	-	1	12	19	15	3	8	5	4	2	1
白川・菊池川計画区		575	12	20	131	130	133	56	43	25	18		4
緑川計画区		219	2	5	59	75	44	14	8	6	1	1	
球磨川計画区		390	22	6	62	70	89	33	32	29	30	9	8
県 計		1,255	36	32	264	294	281	106	91	65	53	12	13

出典：2020年農林業センサス(農林業経営体調査)

(2) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数:人 金額:千円 面積:ha

区分	市町村	組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積
森林 組合	総 数	(1組合)	6,207	1	333,686	40,139
	上天草市、天草市、 苓北町	天草地域	6,207	1	333,686	40,139
生産 森林 組合	総 数	(1組合)	12		466	38
	天草市	路 木	12		466	38

イ 事業内容及び活動状況等

区分	組合名	事 業 総取扱高 千円	素 材 取 扱 量			加 工 (小径木・チップ含 む) m ³	造 林		購 買 売上高 千円	金融期末 貸付残高 千円	作業班 員 数 人
			販 売 m ³	林 産 m ³	計 m ³		新 植 ha	保 育 ha			
森 林 組 合	(1組合)	846,369	10,246	9,554	19,800	4,771	-	327	7,967	-	55
	天草地域	846,369	10,246	9,554	19,800	4,771	-	327	7,967	-	55

区分	組合名	立 木 販売量 m ³	木 材 販 売 量			立 木 の 伐 採			森 林 造 成	
			一般用材 m ³	ハルブ その他 m ³	計 m ³	主 伐 ha	間 伐 ha	計 ha	新 植 ha	保 育 ha
生 産 森 林 組 合	(1組合)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	路木	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料：熊本県団体支援課（R5森林組合一斉調査）
調査時点：令和6年（2024年）5月31日現在

(3) 林業事業体等の現況

位 事業量:m3

区 分	造林業	素材生産業		木 材 卸売	素材市売市場		木 材 ・ 木 製 品 製 造 業							
	事業 体数	事業 体数	事業 量	事業 体数	市場 数	事業 量	製 材 業		チ ッ プ		集 成 材		プ レ カ ッ ト	
							事業 体数	事業 量	事業 体数	事業 量	事業 体数	事業 量	事業 体数	事業 量
総 数	1	11	x	9	1	x	10	x	3	20,262				
天草計画区	上天草市	1			2		1	x	1	7,179				
	天草市		11	x	6	1	x	8	x	2	13,083			
	苓北町				1		1	x						

注1 事業体数については、一の事業体が2以上の事業種を兼ねている場合は、それぞれに事業体数を計上
 2 素材生産業の事業量は、各市町村内の認定事業体において生産された直近の素材材積(国有林分含む。)

(4) 林業労働力の概況(林業就業者数)

単位:人

区 分	総計	年齢区分別														
		15~ 19	20~ 24	25~ 29	30~ 34	35~ 39	40~ 44	45~ 49	50~ 54	55~ 59	60~ 64	65~ 69	70~ 74	75~ 79	80~ 84	85~
天草計画区	上天草市	12				1	1	5	2	1	1	1				
	天草市	127		3	5	11	7	18	17	18	13	13	15	2	1	4
	苓北町	8				2			1	3		2				
	総計	147	0	3	5	14	8	23	20	22	14	16	15	2	1	0
白川・菊池川計画区	868	8	33	45	54	67	98	93	77	128	108	61	57	30	8	1
緑川計画区	244	0	13	12	22	24	9	13	23	33	32	28	21	8	5	1
球磨川計画区	1,139	15	57	46	91	95	129	106	88	133	146	109	76	32	11	5
県計	2,398	23	106	108	181	194	259	232	210	308	302	213	156	71	24	11

資料: 熊本県林業統計要覧(令和5年度(2023年度)版)

(5) 林業機械化の概況

機 械 種 名	説 明	単 位	天草計画区				白川・ 菊池川 計画区	緑川計 画区	球磨川 計画区	総計	
			上天草	天草	苓北	計					
高性能 林業 機械	フェラーバンチャ	立木を伐倒、集積する 自走式機械	台	0	1	0	1	11	6	42	60
	スキッダ	牽引式集材専用のトラク タ	台	0	0	0	0		0	0	0
	プロセッサ	枝払い、玉切りする自 走式機械	台	0	1	0	1	25	14	92	132
	ハーベスタ	伐倒、枝払い、玉切り する自走式機械	台	0	1		1	13	7	3	24
	フォワーダ	積載式集材専用車両	台	0	8		8	36	30	114	188
	タワーヤーダ	元柱を具備した自走式 機械	台	0	0		0	0	0	3	3
	スイングヤーダ	旋回可能なブームを装 備する集材機械	台	0	0		0	2	7	55	64
	グラップルバケット	バケットとフォークを併 用した機械	台	1	2		3	26	13	65	107
	その他	新たな架線集材システム や乗用型造林機械等	台	0	6		6	2	0	40	48

注) 令和7年度(令和6年度実績)林業機械・器具現況調査による。

(6) 作業路網等の整備の概況

区 分	路 線 数	延 長 (m)	備 考
総 数	3145	1,261,302	
上天草市	178	66,274	
天草市	2697	1,112,541	
苓北町	270	82,487	

資料: 熊本県森林整備課

注) 熊本県林業統計要覧(令和5年度(2023年度)版)の開設延長に、令和6年度(2024年度)開設実績を加算したもの。

(7) 持続的伐採可能量

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(年間)

主伐(皆伐)上限量の目安(千 m^3)
128

第2表 再造林率に応じた持続的伐採可能量(年間)

単位 再造林率:% 材積:千 m^3

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	128	55	183
90	115		170
80	102		157
70	90		145
60	77		132
50	64		119
40	51		106
30	38		93
20	26		81
10	13		68

4 県内森林資源の推移

(1) 全県

資料: 民有林資源調査書(各年4月1日現在)

区分	森										林										資										源										の										状										況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
人数	398,778	398,477	398,177	398,188	398,092	397,384	397,475	397,282	396,826	396,773	396,064	395,836	395,869	241,942	241,793	241,932	242,106	242,070	241,430	241,578	241,394	241,616	241,677	241,575	241,743	241,804	138,542	138,157	137,914	137,957	138,062	137,907	138,045	138,072	138,023	138,607	139,051	139,030	139,324	139,634	91,624	91,714	91,641	91,610	91,409	90,998	90,970	90,801	90,780	90,391	89,988	89,791	89,579	89,393	11,776	11,922	12,377	12,539	12,599	12,525	12,563	12,521	12,518	12,617	12,638	12,753	12,840	12,776	126,565	126,292	125,833	125,686	125,830	125,655	125,641	125,453	125,269	125,021	124,910	124,516	124,186	124,114	30,271	30,392	30,412	30,396	30,192	30,299	30,256	30,415	30,360	30,189	30,185	29,973	29,907	29,951	118,197	119,703	120,819	121,892	123,076	123,800	125,167	126,156	127,265	127,963	128,962	129,718	130,518	131,350	97,213	98,621	99,705	100,707	101,805	102,608	103,851	104,792	106,056	106,687	107,606	108,312	109,083	109,860	63,670	64,363	64,827	65,278	65,814	66,229	66,871	67,307	68,021	68,298	68,870	69,155	69,517	69,918	31,377	32,063	32,653	33,186	33,720	34,109	34,683	35,170	35,699	36,034	36,360	36,745	37,136	37,496	2,166	2,195	2,225	2,244	2,271	2,270	2,297	2,315	2,336	2,356	2,376	2,412	2,430	2,446	20,984	21,082	21,114	21,185	21,270	21,192	21,316	21,384	21,209	21,276	21,356	21,406	21,436	21,490	10,359	10,324	10,298	10,281	10,237	10,179	10,179	10,153	10,094	10,054	10,154	9,962	9,865	9,897																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
蓄積	57,058	57,018	56,815	56,785	56,810	56,824	56,825	56,823	56,876	56,867	56,860	56,851	56,674	22,922	22,926	22,987	23,037	23,051	23,060	23,062	23,063	23,095	23,087	23,079	23,078	23,054	6,136	6,127	6,106	6,102	6,110	6,113	6,113	6,115	6,115	6,129	6,147	6,100	6,100	6,093	16,189	16,197	16,236	16,249	16,252	16,256	16,258	16,256	16,255	16,274	16,249	16,284	16,283	16,267	598	602	645	685	690	691	691	691	691	692	691	694	695	695	33,111	33,067	32,816	32,798	32,802	32,806	32,807	32,805	32,798	32,826	32,819	32,820	32,816	32,667	1,026	1,024	1,012	951	957	958	956	956	955	955	961	961	957	952	12,389	12,559	12,699	12,850	13,050	13,201	13,356	13,504	13,621	13,811	13,932	14,066	14,198	14,281	7,605	7,752	7,898	8,030	8,180	8,305	8,437	8,562	8,670	8,810	8,912	9,025	9,138	9,225	2,165	2,199	2,225	2,253	2,293	2,323	2,355	2,384	2,410	2,449	2,481	2,490	2,515	2,535	5,338	5,450	5,569	5,670	5,777	5,871	5,969	6,063	6,144	6,244	6,312	6,416	6,502	6,568	102	103	105	107	110	112	113	114	116	117	119	120	121	122	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
千m ³	392	389	383	374	373	373	373	373	374	373	373	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040	5,059	5,056	392	389	383	374	373	373	373	373	373	374	380	374	374	372	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951	5,001	5,020	5,040

5. 林道開設・拡張計画数量の箇所別明細（既設林道を含む） 計画期間(R8. 4. 1~R18. 3. 31) 単位 延長:m

登載区分	種類	林業 専用道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前半5か年 の計画箇所	路線 コード	国 調整	備考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		上天草市	東浦大作山線	3,138	3,138			3,138		○	101A	無	
既設	管理		上天草市	大川線	2,588	2,588						102A	無	
既設	管理		上天草市	八幡線	1,148	1,148			1,148			103A	無	
既設	管理		上天草市	大作山河内線	729	729						104B	無	
既設	管理		上天草市	神代線	2,200	2,200			2,200			201A	無	
既設	管理		上天草市	平山線	4,139	4,139				4,139		201B	無	
新規開設	管理		上天草市	大川大谷線		4,000						202A	無	
新規開設	管理		上天草市	石原線		2,200						203A	無	
既設	管理		上天草市	矢嶽線	2,158	2,158						204B	有	
既設	管理		上天草市	白嶽線	4,495	4,495			200			205A	有	
新規開設	管理		上天草市	高戸線		2,000						206A	無	
新規開設	管理		上天草市	大道線		1,300						207A	無	
			上天草市 計		20,595	30,095			6,686	4,139				
既設	基幹		天草市	本渡大江線	21,041	21,041			1,573		○	21	無	
既設	基幹		天草市	茶北天草線	5,920	5,920			2,227			87	無	
既設	基幹		天草市	下天草東部線	24,173	24,173						90	無	
既設	管理		天草市	雪州線	2,763	2,763						101A	無	
既設	管理		天草市	大野線	619	619						102A	無	
既設	管理		天草市	船頭崎椎場線	850	850						103A	無	
既設	管理		天草市	市古木線	387	387						104A	無	
既設	管理		天草市	宇土線	130	130						105A	無	
既設	管理		天草市	広野線	3,241	3,241						106A	無	
既設	管理		天草市	見付河内線	387	387						107A	無	
既設	管理		天草市	西河内線	4,637	4,637				4,637		109A	無	
既設	管理		天草市	下平線	750	750						110A	無	
既設	管理		天草市	中河内線	1,015	1,015						111A	無	
既設	管理		天草市	魚貫崎線	1,109	1,109			500			112A	無	
既設	管理		天草市	六郎次線	4,165	4,165			1,805			113A	無	
既設	管理		天草市	ヤイラギ線	3,213	3,213			1,000	810		114A	無	
先線開設	管理		天草市	菅水道1号線	2,169	2,769		550		600		115A	無	
既設	管理		天草市	草積線	1,719	1,719			6		○	116A	無	
既設	管理		天草市	古屋敷線	3,447	3,447						117A	無	
既設	管理		天草市	藤木場線	2,169	2,169						118A	無	
既設	管理		天草市	中浦葉山線	1,631	1,631						119A	無	
既設	管理		天草市	矢筈岳線	1,111	1,111						120A	無	
既設	管理		天草市	米山線	287	287						121A	無	
既設	管理		天草市	仁田山線	2,269	2,269			1,000		○	122A	無	
既設	管理		天草市	切越小峰線	4,452	4,452						123A	無	
既設	管理		天草市	天神山線	2,119	2,119						124A	無	
既設	管理		天草市	二ツ岳線	2,776	2,776						125A	無	
既設	管理		天草市	四万河内線	856	856						127A	無	
既設	管理		天草市	狸山線	3,246	3,246			1,127			128A	無	
既設	管理		天草市	合ヶ迫集り線	2,257	1,880			400			129A	無	
既設	管理		天草市	上平線	634	634						130A	無	
既設	管理		天草市	村中線	580	580						131A	有	
既設	管理		天草市	竹の平線	247	247						132A	無	
既設	管理		天草市	根引山線	2,186	2,186			2,186		○	133A	無	
既設	管理		天草市	柱岳線	3,166	3,166			1,000	3,200		134A	無	
既設	管理		天草市	阿津木線	1,710	1,710						135A	無	
既設	管理		天草市	間伏線	1,110	1,110						136A	無	
既設	管理		天草市	屏風山線	2,957	2,957						137A	無	
既設	管理		天草市	今田線	6,412	6,412				6,412	○	138A	無	218A→138A
既設	管理		天草市	赤城山線	3,391	3,391				3,391		201A	無	

登載区分	種類	林業 専用道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前半5カ年 の計画箇所	路線 コード	国 調整	備考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		天草市	権現平線	1,860	3,500		100	1,400			202A	無	
新規開設	管理		天草市	是持線		3,000		500				203A	無	
新規開設	管理		天草市	食場帽子岳線		4,350		735				204A	無	
新規開設	管理		天草市	大平線		6,200		1,000				205A	無	
新規開設	管理		天草市	大林線		3,000		1,500	3,000			206A	無	
既設	管理		天草市	石神線	3,186	3,186						207A	無	
新規開設	管理		天草市	稲米河内線		4,200		1,000				208A	無	
新規開設	管理		天草市	大田平線		1,980		500				209A	無	
新規開設	管理		天草市	南善賀線		2,500		1,250				210B	無	
新規開設	管理		天草市	内の原線		2,990		1,495				211A	無	
新規開設	管理		天草市	烏峠線		3,861		1,930				212A	無	
新規開設	管理		天草市	平～高見線		2,000		1,000				213A	無	
既設	管理		天草市	恵美須崎線	3,128	3,137				2,396		214A	無	
新規開設	管理		天草市	春木軍ヶ浦線		3,000		500				215A	無	
新規開設	管理		天草市	里線		3,000		500				216A	無	
新規開設	管理		天草市	頭岳線		6,100		1,000				217A	無	
新規開設	管理		天草市	葛河内線		4,600		1,000				219A	無	
新規開設	管理		天草市	恵ヶ久保線		5,700		1,000				220A	無	
既設	管理		天草市	菅水道2号線	2,684	2,684						221B	無	
新規開設	管理		天草市	嵐口線		4,000		1,082				222B	無	
既設	専用道(規格)	○	天草市	隠連木4号線	1,466	1,466								
			天草市 計		139,625	201,978		16,642	14,224	24,446				
既設	基幹		苓北町	苓北天草線	18,773	18,773			472			87	有	
既設	管理		苓北町	猿の越線	2,965	2,965						101A	無	
既設	管理		苓北町	中村仁田尻線	238	238				238		102A	無	
既設	管理		苓北町	蔭平線	1,387	1,387						103A	無	
既設	管理		苓北町	高葉山線	2,165	2,165						207A	無	
既設	管理		苓北町	千保線	3,453	3,453				3,453		105A	無	
既設	管理		苓北町	年平線	2,203	2,203				2,203		106A	無	
既設	管理		苓北町	鶴の尾線	2,196	2,196				2,195		107A	無	
既設	管理		苓北町	金井の森線	2,693	2,693				2,693		203A	無	
既設	管理		苓北町	萱の木線	4,746	4,746				4,746		206A	無	
			苓北町 計		40,819	40,819			472	15,528				
			天草地域計		201,039	272,892		16,642	21,382	44,113				
			総 計		201,039	272,892		16,642	21,382	44,113				